

ウクライナから日本に避難した生徒等の受入状況について調査を行います。回答フォームには、ウクライナ避難民の生徒等の受入が行われた際に随時御回答いただきますようお願いいたします。併せて、4月21日に実施された「ウクライナ避難民への支援に関する地方公共団体向け説明会」の資料について共有させていただきますので、生徒の受入に当たって御活用ください。

事務連絡
令和4年4月21日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

ウクライナから日本に避難した生徒等の専門学校等への受入状況の調査について（依頼）

日本政府は、ウクライナ及び周辺国において国難に直面するウクライナ避難民の受入を進めているところであり、今後、さらに多くのウクライナ人が避難されてくることが予想される中、避難民の生徒の教育機会の確保が必要とされております。

こうした状況の中、既に一部の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）において受入が進められているところであり、文部科学省としても受入状況等について把握をし、必要な支援策等の検討を進めるために、調査を行うことになりました。つきましては、下記回答フォームより御回答をお願いします。回答フォームには、ウクライナ避難民の生徒等の受入が行われた際に随時御回答いただきますようお願いいたします。

○回答フォーム：<https://forms.office.com/r/P67kd3Cq9q>

また、別紙のとおり、4月21日に実施された「ウクライナ避難民への支援に関する地方公共団体向け説明会」において配布された政府が実施する支援策についてまとめた資料を共有させていただきます。今後もウクライナ避難民への支援に関する情報について随時情報提供を行っていく予定です。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(別紙)

「ウクライナ避難民への支援に関する地方公共団体向け説明会」の資料

【本件連絡先】

< 専門学校等について >

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

電話：03-6734-2939（直通）

E-mail：syosensy@mext.go.jp

< 日本語教育機関について >

文化庁国語課

電話：03-6734-2840（直通）

E-mail：nihongo@mext.go.jp

ウクライナ避難民への支援に関する地方公共団体向け説明会 議 事 次 第

日時：令和 4 年 4 月 2 1 日

1 3 : 3 0 - 1 4 : 3 0

場所：オン ラ イ ン 開 催

1 開 会

2 議 事

(1) ウクライナ避難民への対応及び支援の内容について
(出入国在留管理庁から説明)

(2) ウクライナ避難民に関する教育について
(文部科学省から説明)

(3) ウクライナ避難民に関する日本語教育について
(文化庁から説明)

(4) ウクライナ避難民に関する就労、医療・介護について
(厚生労働省から説明)

(5) ウクライナ避難民に関する保育等について
(厚生労働省、内閣府、文部科学省から説明)

3 閉 会

我が国におけるウクライナ人の在留状況等

- ◆ **ウクライナ人在留者数 1,915人**(令和3年末時点・速報値)
 - ・ 永住者 947人 ・ 日本人の配偶者等 266人
 - ・ 技術・人文知識・国際業務 193人
 - ・ その他 509人
 - ◆ **ウクライナからの避難民受入れ数 664人**(3月2日(総理による受入れ表明日)～4月19日 短期滞在等・速報値)
- ◆ **避難を目的として日本に入国したウクライナの方への対応**
 出入国在留管理庁では、ウクライナから我が国に避難してきたウクライナの方々が就労を希望する場合に、「特定活動」の在留資格への変更を認める措置を開始(3月15日入管庁HP掲載)。

出入国在留管理庁の対応等

- ◆ **親族・知人を頼って来日するウクライナ人(既に来日している者)**
 必要な相談を受ける先として、FRESC(外国人在留支援センター)がある旨出入国在留管理庁英語版HPで案内。⇒ (<https://www.isa.go.jp/en/index.html>)
 また、上記URLについて外務省HPからのリンク設定。なお、FRESCヘルプデスクは週7日電話相談に対応。
- ◆ **在留ウクライナ人への支援の申出窓口**
 出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載(支援の申出があったもの 1,220件 4月19日17時時点・速報値)
- ◆ **ポーランドの現地視察等**
 現地のニーズを的確に把握するため、外務大臣、法務副大臣、中谷総理大臣補佐官がポーランドに赴き、ラウ外相との会談や、現地の視察等を行い、政府専用機により、避難民20名を受け入れた。
- ◆ **ポーランドへの職員の派遣**
 政府は、在ポーランド大使館及びジェシュフ連絡事務所の体制を強化して新たに「ウクライナ避難民支援チーム」を設置。このチームにおいて、避難民の日本への渡航支援のニーズについて調査・把握を進めることとし、出入国在留管理庁からも職員2名を派遣した。
- ◆ **ウクライナ避難民受入支援事業に係る予備費の閣議決定**
 3月25日の閣議において、ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費として5億2千万円の予備費の使用が決定。
 この中には、困難に直面するウクライナ避難民が本邦で生活していく上で必要となる当面の宿泊費、食費をはじめとした、日々の生活に困らないようにするための経費が含まれる。4月11日、避難民に支給する生活費等の金額を公表。
- ◆ **商用機を活用したウクライナ避難民に対する渡航支援**
 政府は、日本への避難を切に希望しているものの、現在自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、商用機の座席を一定数確保する形で、人道的観点から、渡航支援を行うこととし、4月9日に6名、16日に14名を受け入れた。
- ◆ **避難民の方々に対する案内資料の発送**
 4月14日及び19日、出入国在留管理庁において、避難民の方々に、FRESC(外国人在留支援センター)ヘルプデスクでウクライナ語での電話相談も受け付けていることなど、我が国が提供する支援等に関する案内資料を発送した。
- ◆ **全国の自治体に対する事務連絡の発出**
 4月14日及び19日、全国の自治体に事務連絡を発出し、ウクライナ避難民の方々に案内資料を発送したことをお伝えするとともに、自治体からの問合せに対応する国の相談窓口を案内するなどした。

ウクライナ避難民対策連絡調整会議

議長: 内閣官房長官

構成員: 国家公安委員長

副議長: 法務大臣 外務大臣

総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

国土交通大臣 内閣総理大臣補佐官(国際人権問題担当)

【第1回】 令和4年3月18日開催

- ウクライナの最新状況及び避難民への対応策等について認識共有
- 親族・知人のいない避難民を18日(金)以降受入れ、政府一体となり、必要な支援を行っていくことを確認
- 支援の具体的な在り方について議論・調整するタスクフォースを設置

【第2回】 令和4年4月1日開催

- ウクライナをめぐる最新の状況について
- 「ウクライナ避難民支援チーム」の設置及び活動状況について
- ウクライナ避難民の受入状況及びウクライナ避難民への国内支援策について
- ポーランド出張について

※3月16日の記者会見における岸田総理大臣の御発言(抜粋)

「(前略)ウクライナからの避難民を積極的に受け入れてまいります。このため、官房長官の下に「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置いたしました。この会議を司令塔として、関係省庁が連携して、ウクライナ避難民と受入先のマッチングなど、ウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援を行ってまいります。(後略)」

ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

議長: 内閣官房副長官補(外政担当)

構成員: 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 警察庁長官官房総括審議官 総務省大臣官房総括審議官
出入国在留管理庁次長 外務省欧州局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省国際統括官
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 厚生労働省職業安定局長 国土交通省総合政策局長

【第1回】 令和4年3月23日開催

- ウクライナをめぐる最新の状況について
- ウクライナ避難民への対応について
- ウクライナ人への情報提供(国内・国外)、生活支援、査証発給手続の簡素化

【第2回】 令和4年3月31日開催

- ウクライナをめぐる最新の状況について
- 「ウクライナ避難民支援チーム」の設置及び活動状況について
- ウクライナ避難民の受入状況及びウクライナ避難民への国内支援策について
- ポーランド出張について

【第3回】 令和4年4月8日開催

- ウクライナをめぐる最新の状況について
- ポーランド出張について
- ウクライナ避難民に対する支援について

海外

日本

【外務省等】

【入管庁等】

【入管庁委託先】

ウクライナ近隣諸国避難地

在外公館による要望聴取

査証発給

上陸手続

一時滞在先（※）

自治体受入れ

企業・NGO受入れ

本国へ帰国
又は第三国へ渡航

※本邦に親族・知人がいる場合は、親族・知人宅等での滞在を想定

【入管庁HP】

ウクライナ避難民に対する企業や自治体等からの各種支援申し出に対する受付
TEL：03-5363-3006

【FRESCヘルプデスク】

ウクライナ避難民に関する相談
TEL：0120-76-2029

空港における入国支援

空港内誘導

通訳の提供

待機施設への移動手段の提供

待機施設（検疫）滞在中の支援

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

医療費支給

P C R検査等の提供

通訳の提供

一時滞在先（入管）への移動手段の提供

一時滞在先における支援

マッチング

一時滞在先となる住居の提供

食事の提供

生活費支給

医療費支給

カウンセリング、行政手続等の援助等

通訳・翻訳機の提供

支援先への移動手段の提供

自治体・企業等へ引継ぎ後の支援

住居の提供（引受者）

生活費支給

医療費支給

生活相談・サポート等（引受者）

通訳・翻訳機の提供

帰国・第三国出国を希望

ウクライナへの帰国支援

第三国への出国支援

定住

必要に応じて以下についても支援

日本語教育の提供等

職業相談・紹介・職業訓練

子どもの教育等

相談窓口の設置

ウクライナ避難民への支援に関する事項全般についての相談に対応（国）

ウクライナ避難民への支援内容

区分		一時滞在施設（ホテル） 滞在中	一時滞在施設（ホテル） 退所後
支 援 内 容	生活費 (食費・被服費・日用品費)	国が下記の金額を負担 12歳以上 日額 1,000円 11歳まで 日額 500円 (食事は国が別途負担)	国が下記の金額を負担 12歳以上 日額 2,400円 (2人目以降 日額 1,600円) 11歳まで 日額 1,200円
	住居	国が提供（ホテル借上）	受入自治体や民間が提供
	医療費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	日本語教育費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	就労支援（職業訓練）費	国が実費を負担	必要に応じて国が実費を負担
	退所時一時金		ホテル滞在を終える方を対象に、生活していく上で必要となる什器の購入等に充てるものとして、退所時一時金を支給 16歳以上 160,000円 15歳まで 80,000円
その他	日本への受入れや生活をサポートするため、一時滞在先や支援先への移動・誘導、通訳や翻訳機の提供、カウンセリング、行政手続の援助、生活相談、マッチング、ウクライナや第三国への帰国・出国等の支援を必要に応じて国が実施		

(参考1) 上記のほか、ウクライナ避難民対応のための特別対応として、外国人受入環境整備交付金の通常の交付金限度額を超えて交付決定等を行うことを可能とし、地方自治体によるウクライナ避難民専用の相談窓口の設置、行政情報のウクライナ語への翻訳等を支援する。

(参考2) 国は公益財団法人アジア福祉教育財団に業務を委託する。

証明書番号 000000000000

見 本

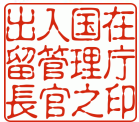


ウクライナ避難民であることの証明書
Посвідчення біженця з України

氏名 XX
Прізвище/Ім'я
国籍・地域 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
Національність/Країна 0000年00月00日生
Дата народження (Рік/місяць/день)
入国年月日 0000年00月00日
Дата в'їзду на територію Японії
身分証明書番号 000000000000000000
Номер посвідчення особи

上記の者は、ウクライナ避難民として日本国政府が受け入れた者であることを証明します。
Вищевказана особа засвідчує що він/вона є біженцем(-ою) з України і був(-ла) прийнятий(-а) урядом Японії

0000年00月00日 出入国在留管理庁長官
Рік Місяць День Секретар імміграційного бюро Японії Підпис



実物大

証明書番号 000000000000

見 本

ウクライナ避難民であることの証明書
Посвідчення біженця з України

氏名 XX
Прізвище/Ім'я
国籍・地域 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
Національність/Країна 0000年00月00日生
Дата народження (Рік/місяць/день)
入国年月日 0000年00月00日
Дата в'їзду на територію Японії
身分証明書番号 000000000000000000
Номер посвідчення особи

上記の者は、ウクライナ避難民として日本国政府が受け入れた者であることを証明します。
Вищевказана особа засвідчує що він/вона є біженцем(-ою) з України і був(-ла) прийнятий(-а) урядом Японії

0000年00月00日 出入国在留管理庁長官
Рік Місяць День Секретар імміграційного бюро Японії Підпис

ウクライナから避難された方が子供の就学を希望する場合の積極的な受け入れや、就学や学校での指導等についての留意事項を取りまとめましたので、内容を確認の上、適切な対応や周知をお願いします。

4 文科際第 18 号
令和 4 年 4 月 18 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官
義本博司

(公印省略)

ウクライナからの避難民の児童生徒等の教育機会の確保について（通知）

日本政府は、ウクライナ及び周辺国において国難に直面するウクライナからの避難民の受け入れを進めています。

既に来日し、日本に居住されている方に加えて、今後、さらに多くのウクライナ人が避難されてくることが予想される中で、避難民の児童生徒等の教育機会の確保が必要とされる所です。

このような状況を踏まえて、ウクライナから避難された方が子供の就学を希望する等の場合は、各学校において積極的な受け入れをお願いします。

また、就学や学校での指導等について下記に留意事項を取りまとめましたので、内容を確認の上、適切な対応をお願いします。

なお、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国立大学法人にお

かれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. 就学について

(1) 義務教育諸学校

外国人の子供の就学促進等については、令和2年7月1日付2文科教第294号により通知した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（以下「指針」という。）に基づきご対応いただいているところです。ウクライナから避難した子供の就学についても、同指針に基づき適切な対応をお願いいたします。

なお、平成24年7月5日付24文科初第388号「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」において、就学手続時の居住地確認について、在留カード等の提示がない場合の対応を示していますが、今回も同様に柔軟な対応を行うようお願いいたします。

(2) 高等学校等

ウクライナから避難した子供が高等学校等への編入等を希望する場合は、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに受け入れていただくようお願いいたします。その際、指針において示した公立高等学校入学者選抜における外国人生徒に対する特別定員枠の設定や受験上の配慮等の内容を踏まえつつ、編入学試験の実施に際しても適切かつ柔軟な対応をお願いいたします。

(3) 幼稚園等

ウクライナから避難した子供や保護者が幼稚園等における受入れを希望する場合には、日本における子育て支援サービスの状況や、居住の実態があれば公的給付の対象として利用可能であることなどについて情報提供しつつ、状況に応じた適切かつ柔軟な対応をお願いいたします。外国人の幼児の受入れに関しては、令和2年3月16日付事務連絡により通知した「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」及び幼稚園の就園ガイドの公開について」を参考にご対応いただいているところです。ウクライナから避難した子供の受入れに関しても、同通知も参考に適切な対応をお願いいたします。

2. 授業料や就学援助等の取扱いについて

(1) 高等学校等における授業料等の取扱い

非常の事態を受けて我が国に入国し、生活基盤の安定等が図られるまでに時間を要することが考えられることから、入学料、授業料、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者に対しては、教育委員会等においては、各地方公共団体における高等学校及び特別支援学校等の授業料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮をお願いいたします。

(2) 義務教育の就学援助、高校生等への修学支援

非常の事態を受けて我が国に入国し、生活基盤の安定等が図られるまでに時間を要することが考えられることから、支援を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、申請期間の延長などを含め、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うようお願いします。なお、必要に応じて福祉部局等と連携するとともに、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うようお願いします。

その際、高等学校等就学支援金については、前年に両親が外国に在住し、課税所得が確認できない場合、通常の手続き額を支給することとしている仕組みが適用できることに留意してください。

また、要保護児童生徒に対する就学援助については、生活保護による支援が行われていること、高校生等奨学給付金については、生活保護による支援（生業扶助）が行われていることが認定されれば、前年度の所得に関わりなく支給できることに留意してください。

3. 学校における指導及び支援について

(1) 指導内容・指導体制等

ウクライナから避難した子供に対しては、学校において、日本語指導をはじめとする適切な指導及び支援の実施をお願いします。なお、指導等の実施にあたっては、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」による補助事業「Ⅰ帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」及び「Ⅱ外国人の子供の就学促進事業」や外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣、教員加配の活用等も含め、学校の指導体制を構築することを御検討ください。

また、教科書については、義務教育諸学校に就学（編入学）した場合は、無償での給与をすることとなります。

さらに、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」において、ウクライナ語に翻訳した資料等を順次掲載しますので、学校での指導において、適宜、御活用ください。その他、学校における指導に際して活用できる各種資料等を参考情報に記載しました。

(2) 指導上の配慮

ウクライナから避難した子供については、困難な状況に直面していることを踏まえ、学校教育活動や給食の時間等の様々な場面において、その健康や心情、生活活動の実態等に配慮した指導及び支援を行うことや、学校の環境づくりに配慮すること等を御検討ください。特に、在籍学級においては、「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」、幼稚園においては、前述の「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」なども参考としつつ、円滑な受入れに向けた準備をお願いします。

(3) 端末を活用した子供達の学習支援

学校に就学した児童生徒に対して、通常の日本人の児童生徒と同様に、端末を活用した学習を進めることが可能な環境を提供してください。

その際、ウクライナ語による入力言語を活用できるようキーボードの設定を変更したり、写真で取り込んだ文字情報を外国語に翻訳する無料のソフトウェアを活用したりするなど、ICTを活用して児童生徒の学習上の不都合を緩和することが可能な場合もあることから、児童生徒の事情を踏まえて可能な範囲での柔軟な対応を検討してください。

あわせて、慣れない環境で、学校外の場面でも粘り強く学習する必要がある児童生徒が多い場合もある実情を踏まえて、端末の持ち帰り等を柔軟に認めていく

等の配慮をお願いします。

4. 大学等での受入れについて

(1) ウクライナ人学生の柔軟な受入れ

ウクライナから一時的に我が国に避難してきているウクライナの大学等に在籍している学生が、我が国の大学等が提供する授業の履修を希望する場合には、学修機会の確保のため、柔軟に当該学生の受入れを検討いただくようお願いします。

(2) 相談体制の充実

受け入れたウクライナ人学生に関し、不安や困難を抱える学生に対して、心のケアを含む健康相談などに対応する相談窓口を設置するなど、相談体制の充実に努めていただくようお願いします。

(3) ウクライナ人学生に対する経済的支援等

受け入れたウクライナ人学生については、独立行政法人日本学生支援機構や各大学等における経済的支援制度の活用等について引き続き配慮をお願いします。

(4) 日本発オンライン国際教育プラットフォーム（JV-Campus）での支援

文部科学省では、関係大学と連携し、日本発オンライン国際教育プラットフォーム（JV-Campus）において、「ウクライナ学生に対する支援特設サイト」を設け、我が国の大学等が提供するオンライン教育コンテンツ（日本語教育含む）やウクライナの学生への支援等について発信しており、遠隔教育等の実施に当たり、適宜、御活用ください。

(参考情報)

①外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針 (令和2年7月1日)

https://www.mext.go.jp/content/20200703-mxt_kyousai01-000008457_01.pdf



②外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について (平成24年7月5日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm



③外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



④外国人幼児等の受入れにおける配慮について・幼稚園の就園ガイド



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html

- ⑤帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>



- ⑥外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm



- ⑦外国人児童生徒のための就学ガイドブック

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm



- ⑧外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm



- ⑨外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

<https://mo-mo-pro.com/>



- ⑩外国人児童生徒等教育に関する研修用動画

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



- ⑪日本発オンライン国際教育プラットフォーム (JV-Campus)

<https://www.jv-campus.org/>



【本件連絡先】

文部科学省： 03-5253-4111（代表）

（全般的な事項に関すること）

- ヘルプデスク（大臣官房国際課）： 0120-082-434

（小・中・高等学校における教育機会の確保に関すること）

- 総合教育政策局国際教育課外国人児童生徒教育企画係（内線 4917）

（教科書の無償給与に関すること）

- 初等中等教育局教科書課無償給与係（内線 2410）

（学校給食に関すること）

- 初等中等教育局健康教育・食育課 学校給食係（内線 2095, 2694）

（幼稚園に関すること）

- 初等中等教育局幼児教育課企画係（内線 3136）

（高等学校等における授業料等の取扱いに関すること）

<高等学校>

- 初等中等教育局修学支援・教材課企画係（内線 3578）

<特別支援学校>

- 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係（内線 3193）

（義務教育の就学援助に関すること）

- 初等中等教育局修学支援・教材課就学支援係（内線 4671）

（高等学校等就学支援金に関すること）

- 初等中等教育局修学支援・教材課企画係（内線 3578）

（高校生等奨学給付金に関すること）

- 初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室高校奨学金係

（内線 3170）

(端末を活用した子供達の学習支援に関すること)

- 初等中等教育局修学支援・教材課企画係 (内線 3578)

(教員加配に関すること)

- 初等中等教育局財務課定数企画係 (内線 2038)

<大学>

(大学での学修に関すること)

- 高等教育局大学振興課法規係 (内線 3338)

(相談体制の充実に関すること)

- 高等教育局学生・留学生課厚生係 (内線 2519)

(ウクライナ人学生に対する経済的支援等に関すること)

- 高等教育局学生・留学生課留学生交流室私費留学生係 (内線 2625)

(大学が提供するオンライン教育コンテンツに関すること)

- 高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係 (内線 3352)

<高等専門学校>

(高等専門学校に関すること)

- 高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 (内線 3347)

<専修学校>

(専修学校に関すること)

- 総合教育政策局生涯学習推進課 (内線 2939)

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

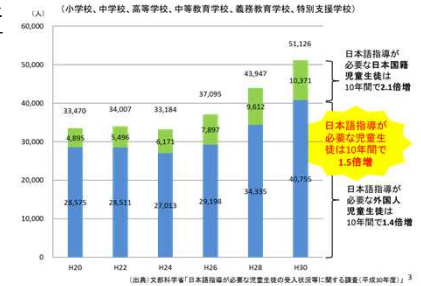
令和4年度予算額 1,058百万円
(前年度予算額 830百万円)



文部科学省

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。**



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

予算額：951百万円（723百万円）

補助対象：都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じた間接補助

補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業（事業期間：H27～）

予算額：107百万円（107百万円）

補助対象：都道府県・市区町村

補助率：1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

（参考）令和3年度補助実績

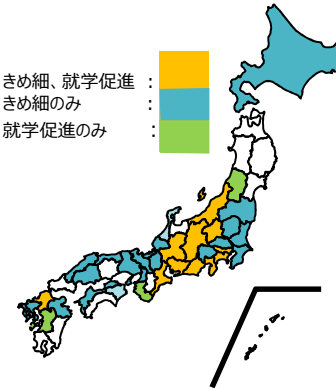
【きめ細事業実施】

- 26 都道府県
- 15 指定都市
- 18 中核市
- 80 市区町村

【就学事業実施】

- 1 県
- 4 指定都市
- 2 中核市
- 18 市区町村

きめ細、就学促進：
きめ細のみ：
就学促進のみ：



＜関連する政府方針（抄）＞

・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようになる。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2 推進会議決定)

・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。

・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2 閣議決定)

・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15 関係閣僚会議決定)

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18 閣議決定)

- 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。



目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

ウクライナ避難民の子供のための指導資料等は、トップページのバナーからご覧ください。

多言語資料集

ウクライナから避難された保護者や子供への支援に関するリンク集

外国人児童生徒等教育に関する
研修用動画

外国人児童・保護者向け動画

関連サイト

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など40名を委嘱（令和4年度）。

派遣費用は
文科省が負担

このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で・・・

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！
そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で・・・

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。
どんなカリキュラムがいいのか・・・。

教育委員会で・・・

- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で・・・

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。
NPOと連携して、支援の取組ができないか・・・。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

①申請

- 自治体・大学（短大含む）から文部科学省に対し、アドバイザー派遣申請を提出

②アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先自治体等が直接相談

③派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や指導助言などを実施（オンラインでも対応可能です）
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を提出

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm



外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

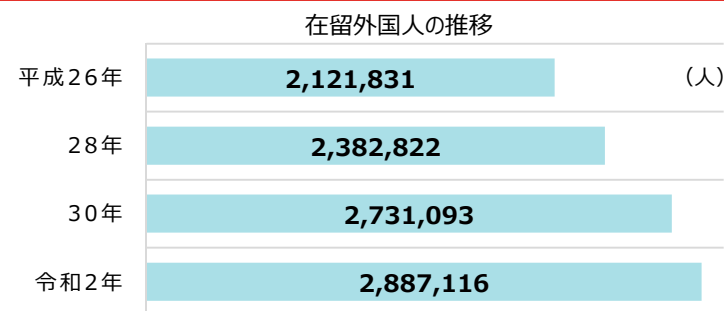
令和4年度予算額
(前年度予算額)

500百万円
500百万円)



背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

＜令和3年度採択実績＞件数：42件

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援 各県4件）を想定

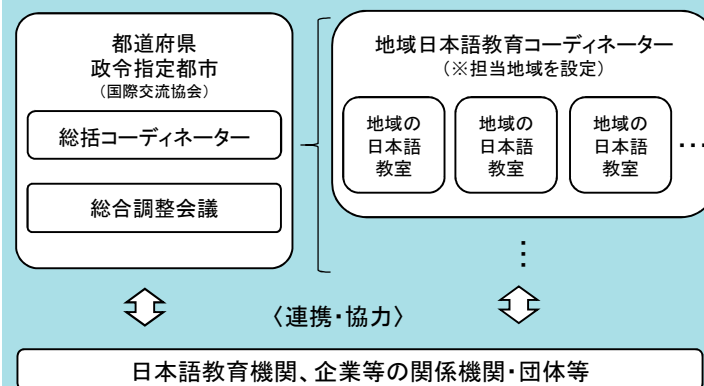
【事業期間】令和元年度～



2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
(令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定)

インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

第1次募集 合計48団体

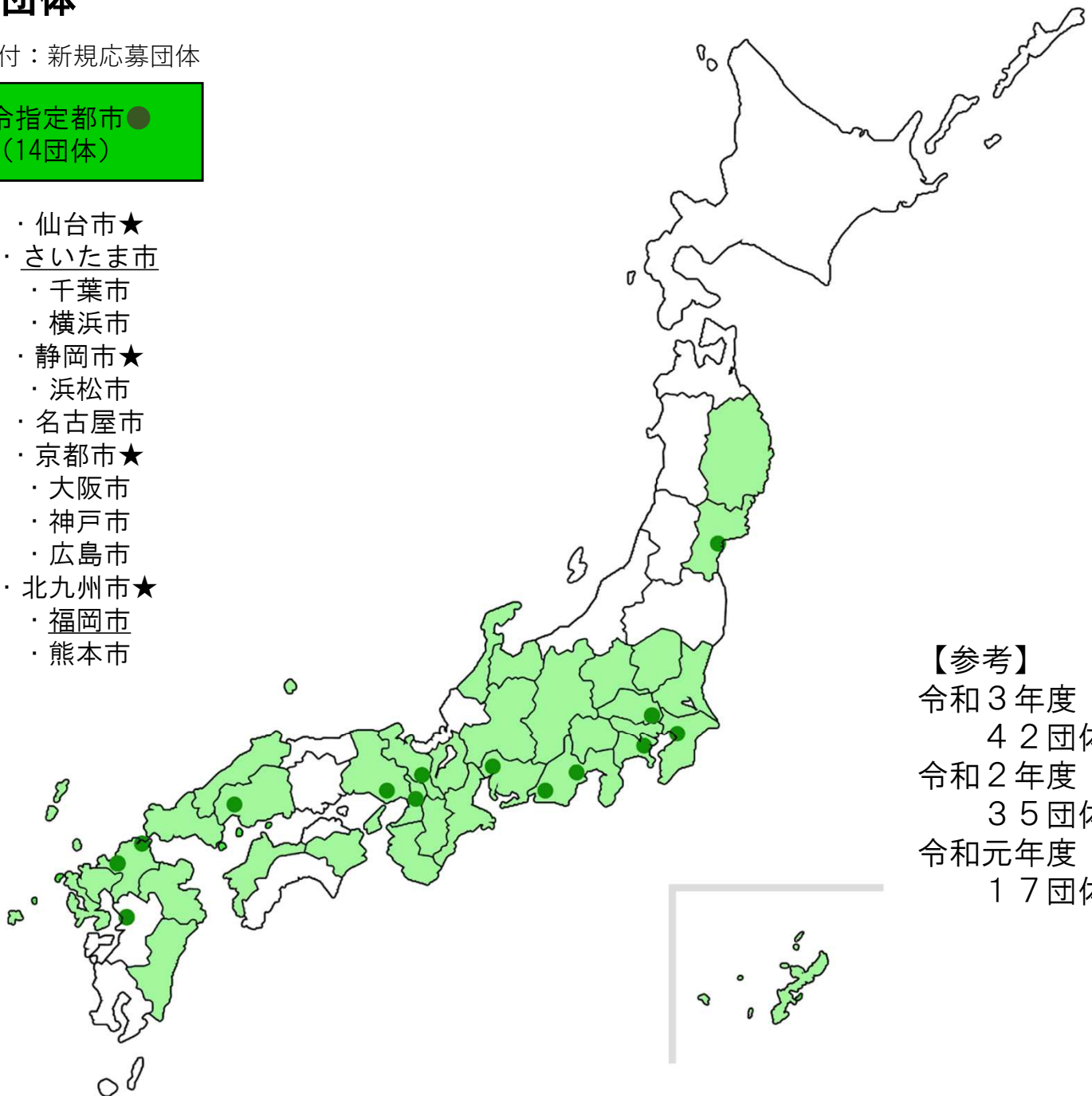
★：地域国際化協会が応募 下線付：新規応募団体

都道府県
(34団体)

政令指定都市●
(14団体)

- ・ 岩手県
- ・ 宮城県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県
- ・ 千葉県
- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 富山県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 愛媛県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県
- ・ 沖縄県★

- ・ 仙台市★
- ・ さいたま市
- ・ 千葉市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市★
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 福岡市
- ・ 熊本市



【参考】
 令和3年度 実施団体 42団体
 令和2年度 実施団体 35団体
 令和元年度 実施団体 17団体

ウクライナからの避難民を受け入れた場合の日本語教育(補助対象事例)

現状と課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題

活用事例

避難民等受入れ団体

○難民・避難民等に関するノウハウ共有
難民等への日本語教育の経験を有する団体による日本語教育の知見の提供

総括コーディネーター等

○連絡・調整
避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

日本語教育機関・大学

日本語教師

日本語学習支援者

日本語教育の実施

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等
避難民への生活に必要な日本語教育の実施



通訳・相談対応等の支援

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等

などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：

- ・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容

- 生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- 活用方法等のセミナーの開催

対応言語

日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール（カンボジア）語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語（全14言語）

令和4年度追加：中国語（繁体字）、ウクライナ語（予定）

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- 使い方ガイドブック
- パンフレット
- ポスター
- 広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう



はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



背景・課題

昨年来、新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生が増加の一途を辿っている。

令和3年11月からの水際対策に係る新たな措置により、段階的に外国人留学生の受入れを開始したものの、いまだ多くの待機している外国人留学生がいることから、入国が困難な外国人留学生であっても、オンラインを活用した日本語教育を推進し、日本語教育のニーズを満たすことが必要である。

コロナ禍でオンライン教育は増えてきたものの、各機関の取組は区々であり、質の高い日本語教育をオンライン環境において実践・実証することが課題であり、ウィズコロナにおける持続的な日本語教育を検討する。

事業内容

ウィズコロナ対応として、入国が困難な外国人留学生への日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育を実践・実証する。

入国前の外国人留学生が日本語教育の授業に参加できるよう、留学生等のレベルに応じた多様なクラスにおけるオンライン教育を実施する。

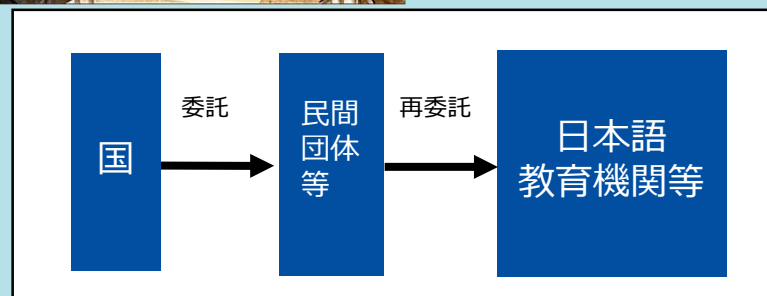
オンライン教育には、対面とオンラインのハイブリッド型、事前学習に最適な録画授業の配信・反転授業のオンデマンド型、混在型のハイフレックス型など、多様なオンライン教育を展開する。

- 受託機関：オンライン日本語教育の実践・実証を行う民間団体等
- 事業規模：400万～1,000万円／事業、400件程度（再委託を含む）
- 実証成果：事業成果を分析・検証、オンライン教育のノウハウを全国に横展開



- (1)ハイブリッド型
対面とオンラインの混在
- (2)オンデマンド型
録画授業を配信・反転授業
(事前学習など)
- (3)ハイフレックス型
(1)(2)の混在型

スキーム



アウトプット（活動目標）

- ・日本語教育の多様なオンライン化を促進。
- ・入国前の日本語教育の環境整備を図り、外国人留学者の我が国の教育機関への入学環境を整備。

アウトカム（成果目標）

- ・入国前の外国人留学生の日本語教育環境の整備。外国人留学生の入学辞退数の減少。
- ・入国前の外国人留学生のオンライン教育の充実。

インパクト（国民・社会への影響）

外国人留学生の維持・増加により、我が国の大学等の学生数及び質を維持・向上。
外国人共生社会の実現に貢献。

事務連絡
令和4年4月19日

各都道府県・市区町村 外国人雇用対策担当課(室) 御中

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

ウクライナからの避難民に対するハローワークにおける就労支援について

厚生労働省では、ウクライナからの避難民の方に対して、ハローワークを通じて、就労の支援をしております。

各自治体におかれては、ウクライナからの避難民の滞在情報や就労希望の情報について、各都道府県労働局又は管轄のハローワークと連携頂くとともに、ハローワークでは、出入国在留管理庁が集約したウクライナ避難民への支援の申出を行う企業をはじめ、外国人向けの様々な求人情報を取り扱っておりますので、添付のリーフレットを活用する等、避難民の方にも積極的に周知いただきますようお願いいたします。なお、各都道府県労働局においても相談先を記載したリーフレットを作成予定ですので、申し添えます。


【添付資料】

リーフレット「ハローワークが仕事探しを手伝います」（やさしい日本語版、英語版、ウクライナ語版）

(連絡先)

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課調整係

TEL : 03-5253-1111 (内線 5687)

ウクライナ  にほん ひなんちゅう しごと さが
から日本に避難中で仕事を探しているひと

しごと さが てつだ ハローワークが仕事探しを手伝います

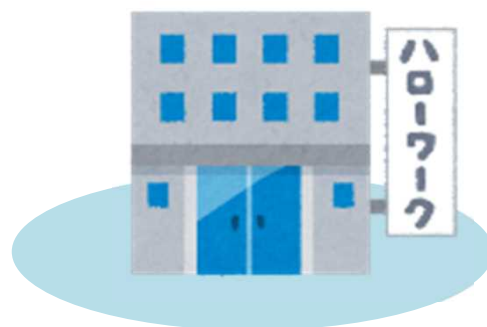
ハローワークは、^{くに} 国の職員が、^{しごと さが} あなたが仕事を探す
^{てつだ} お手伝いをするところです。 ^{かね} **お金はかかりません。**

ハローワークでは、^{つぎ} 次のサービスを、^{むりょう う} すべて**無料**で受けることができます。

1 ^{きぼう しごと そうだん}
希望する仕事の相談

2 ^{はたら かいしゃ さが}
働きたい会社を探す

3 ^{はたら かいしゃ しょうかい}
働きたい会社への紹介



ハローワークでは、^{えいご そうだん} 英語でも相談できますが、^{にほんご} 日本語が
^{はな かぞく ともだち} 話せる家族か友達がいれば、^{いっしょ} なるべく一緒にきてください。

^{そうだん}
メールで相談する

kourou-esb_ukr@mhlw.go.jp



^{えいご} ^{でんわそうだん}
英語でハローワークに電話相談する

☎ : 0800-919-2901

For Ukrainian evacuees  who are searching for job in Japan 

Hello Work helps you find job

“Hello Work” is the governmental agency to help you find a new job. **Its service is free.**

You can use the following services all **free of charge** at Hello Work.

- 1 **Job seeking**
- 2 **To find job vacancies**
- 3 **To introduce you to a company**

You can consult in English using a translator device or an interpreter at Hello Work. However, hopefully you come to Hello Work together with your family or friends who can speak Japanese.



E mail consultation

kourou-esb_ukr@mhlw.go.jp



**Phone consultation with
Hello Work in English**

**phone :
0800-919-2901**

Евакуйованим з України, які шукають роботу в Японії

Hello Work допомагає знайти роботу

Hello Work — це Державний центр зайнятості, який допомагає вам у пошуку роботи.

Усі послуги надаються безкоштовно.

Hello Work пропонує перелічені нижче послуги **безкоштовно**.

- 1 Консультація з питань професійної орієнтації
- 2 Підтримка у пошуку бажаної роботи
- 3 Сприяння у працевлаштуванні

У нашому офісі ви можете поговорити з консультантом англійською, але якщо хтось із вашої родини чи друзів розмовляє японською, ми рекомендуємо вам прийти з ним.



Консультація по електронній пошті
kourou-esb_ukr@mhlw.go.jp



Телефонна консультація
 Hello Work англійською мовою

☎ номер телефону :
0800-919-2901

令和4年4月〇日
事務連絡

各都道府県衛生主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省保険局国民健康保険課

来日したウクライナ避難民の患者受入れ環境整備支援等及び
国民健康保険の適用について

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、関係府省庁において、来日したウクライナ避難民の方々に対する支援について、検討・取組が進められているところです。

厚生労働省では、医療機関において、ウクライナ避難民の方々に適切に対応いただけるよう、従前から外国人患者に対応する医療機関への支援策として実施している「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」にウクライナ語を追加するなど、各種支援の取組を進めているところです。

また、ウクライナ避難民に対する国民健康保険の適用については、「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険の適用について」（令和4年3月18日付け厚生労働省保険局事務連絡）において、現行の外国人に対する適用と同様の取扱いとなる旨をお示ししているところです。

今般、医療分野において、ウクライナ避難民患者への適切な受入れ環境の整備に向けて実施している取組について、改めて、下記のとおり整理しましたので、貴都道府県管内の医療機関に対し、各種支援策を活用し、ウクライナ避難民患者に対する適切な医療の提供について最大限協力いただくよう周知と協力依頼をお願いするとともに、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に対し、引き続き、国民健康保険の運用に関する周知をお願いします。

なお、令和4年4月19日付けで、出入国在留管理庁より、各都道府県および避難者の方々に対し、就労、医療・介護・子育て及び就学に関する取組について情報提供されていますので、参考として送付します。

記

1. ウクライナ避難民患者の受入環境の整備に向けた支援策

(1) 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを 24 時間体制で提供しています(令和 4 年度はウクライナ語を含めた 17 言語)。利用時に簡単な登録をいただければ、全ての医療機関に利用いただけます。

ウクライナ語の通訳サービスの利用料金については、ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、当面の間、無料とします(通話料は利用者負担となります)。

【概要資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

(2) 国による外国人対応に係る相談窓口の開設(夜間休日ワンストップ窓口事業)

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の運営事業を補完するため、夜間休日(平日 17 時から翌 9 時まで、土日祝日 24 時間)は、国において相談窓口を開設しています。ウクライナ避難民の受入れを含め、医療機関における外国人患者対応に関する諸課題の解決に向け、国が委託運営するコールセンターが支援しています。また、自治体からの相談にも対応します(医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言)。

【概要資料】

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

(3) 外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形がダウンロードできます。現在、ウクライナ語のひな形について作成を進めているところであり、でき次第、追って周知します。

【概要資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

2. 国民健康保険の適用について

ウクライナ避難民については、「短期滞在」の在留資格の期間中においても、本邦滞在を希望する場合、「特定活動(1年)」の在留資格への変更許可申請を提出することができます。

ウクライナ避難民が「特定活動(1年)」の在留資格を付与され、国民健康保険の適用除外要件に該当しない場合には、現行の外国人に対する国民健康保険の適用と同様、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用とな

るため、適切に運用いただくようお願いいたします。

なお、出入国在留管理庁より、ウクライナ避難民に対し、別添のとおり国民健康保険に関するリーフレットを配布しているため、ウクライナ避難民からの相談等において適宜活用いただきますようお願いいたします。

【照会先】

○1 に関する事

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

(内線：2678、4115、4457)

(代表) 03-5253-1111

○2 に関する事

厚生労働省保険局国民健康保険課

(内線：3138、3189、3258)

(代表) 03-5253-1111

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します

本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

平成 30 年の訪日外国人は 3,119 万人と引き続き増加している中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者との電話通訳サービス
- ・ 外国人患者からの外線入電に対する 3 者間通訳サービス（病院の交換台などが 3 者間の電話に対応している場合）

対象機関

全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）

対応言語

タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語※

対応期間

2022 年 4 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日 24 時間体制

利用料金

最初の 10 分は 1,500 円、以降 5 分あたり 500 円（通話料は利用者負担）

※ウクライナ語の利用料金について

※ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、ウクライナ語の通訳サービス利用料は当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

この他、夜間・休日に外国人対応に関するお困りごとがある場合には以下にご相談ください。

厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口（03-6371-0057 平日 17 時～翌朝 9 時まで、土日祝日 24 時間）

電話通訳サービス 登録の手順

事前申し込み

受付確認

運営事務局から
電話番号の連絡

利用の開始

- ①本サービスをご利用になるには、別紙の
申込書での**事前登録**が必要になります。
必要事項をご記入の上、下記宛先にメール
または FAX で申込書をご送付ください。

メール：mhlw-office@bricks-corp.com

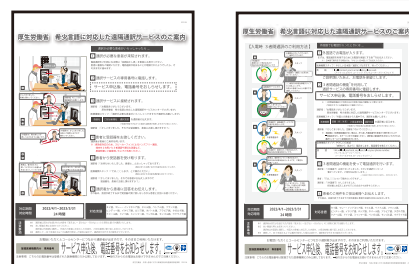
FAX：03-5366-6002

※2022年3月までにご登録済の医療機関はご利用にあたっての再申し込みは不要です。
※登録前の緊急時利用の場合は、下記問い合わせ先（運営事務局）までご相談ください。

電話通訳サービスの
申込書

- ②ご利用方法については、
別紙のご案内資料をご一読ください。

電話通訳サービスのご案内



- ③ご利用になる際は、言語を特定することにより
スムーズな通話が可能となりますので、
「言語指さし表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・サービスの契約料、月極めの利用料等はありません。
- ・本サービスは登録された医療機関のみご利用いただけます。
- ・ご不明点は運営事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先（運営事務局）

TEL：03-5366-6018（平日9：30～18：00） / 03-4332-1288（平日18：00～翌9：30・土日祝日24時間）
FAX：03-5366-6002 E-mail：mhlw-office@bricks-corp.com
〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F 株式会社 BRICK' s 内

厚生労働省
夜間・休日
ワンストップ窓口



<https://www.onestop.emergency.co.jp>

対応期間：2022年3月31日まで

医療関係者向け相談窓口です

03-6371-0057

外国人患者受入れについて

何でもご相談ください！

- 平日17時から翌朝9時まで対応
- 土日祝日は24時間対応
- 無料で情報提供
- 詳細はWEBサイトにて！



URL: <https://www.onestop.emergency.co.jp>

本窓口に関するお問い合わせ先



日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
営業開発部
〒112-0002 東京都文京区小石川1丁目21番14号 NRK小石川ビル
TEL: 03-6757-1035 (平日10:00-18:00) EMAIL: biz-d@emergency.co.jp

事務連絡
令和4年4月19日

各 都道府県 〔 保育主管部（局） 〕 御中
市区町村 〔 地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 〕

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 御中

各 都道府県・児童手当主管課（部） 御中

各都道府県教育委員会幼稚園主管課 御中

各都道府県私立学校主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

ウクライナからの避難民である子育て家庭への支援について

日本政府は、ウクライナ及び周辺国において国難に直面するウクライナからの避難民の受入れを進めています。

既に日本に居住されている避難民の方々に向けて、法務省出入国在留管理庁より子育て支援（保育所、幼稚園等の利用に関するものを含む。以下同じ。）に関する内容をお知らせしていますので、各都道府県・市区町村の担当各位におかれては、下記の点に留意の上、適切な対応をお願いします。（別添1参照）

また、ウクライナ避難民の方々であって、保育所等への入園決定を行った場合等には、下記を参照の上、各府省まで報告をお願いします。

都道府県認定こども園主管課におかれては域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県児童手当主管課におかれては、管内市区町村児童手当主管課に対して、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、本件を周知されるようお願いします。

なお、幼稚園への就学等に関する取扱いについては、令和4年4月18日付文部科学事務次官通知「ウクライナからの避難民の児童生徒等の教育機会の確保について（通知）」において周知しているところですが、幼稚園は預かり保育などの子育て支援の機能も担っていることから、本事務連絡と併せてご確認をお願いします。

記

- ウクライナ避難民の方々に対しては、別添2のチラシにあるとおり、子育て支援サービスとして、一時預かり事業、保育所、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、幼稚園、児童手当を御案内しているところ。
- いずれの制度・事業についても、国籍の如何にかかわらず、要件に該当すれば、居住する地域等においてその利用が可能であるところ、ウクライナ避難民の方々から子育て支援に関する相談等を受けた場合には、別添のチラシ（英語又はウクライナ語）も活用の上で、積極的な支援をお願いしたいこと。
- 保育料等の各種利用料の取扱いについては、追ってお示しすることとするが、取り急ぎ疑義等が生じた場合は、個別に下記の宛先の制度等所管省庁まで御連絡いただきたいこと。
- ウクライナ避難民の方々への今後の支援の在り方等の検討に資するよう、
 - ・ 都道府県又は市区町村の窓口において、ウクライナ避難民の方々又はその代理人から相談があった場合や、
 - ・ 保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定こども園に入園が決定した場合については、その都度、下記の宛先の制度等所管省庁のメールアドレスに御連絡（様式任意）いただくようお願いしたいこと。

このとき、相談に係る報告については、相談があった旨、入園決定に係る報告については、利用する児童の年齢、人数、入所先（保育所等の類型のみ）について、報告いただきたいこと。なお、幼稚園については、文部科学省からの別途依頼に対応いただきたいこと。

なお、報告の要否又は報告先について、迷う場合には、幅広く情報提供していただきたいこと。
- なお、現時点においては、ウクライナ避難民であるかどうかの確認について査証等により確認する必要はなく、あくまで本人からの申告に基づいて対応

していただきたいこと。

以上

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111 (内線4852、4854)

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

(一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111 (内線4574、4848)

FAX：03-3595-2674

E-mail：chiiki-hoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111 (内線4859、4965)

FAX：03-3595-2749

E-mail：kosodateshien@mhlw.go.jp

(幼保連携型認定こども園について)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付

TEL：03-5253-2111 (内線38446)

FAX：03-3581-2521

E-mail：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

(児童手当について)

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室

TEL：03-5253-2111 (内線38483)

FAX：03-6257-6051

E-mail：jidouteate@cao.go.jp

(子ども・子育て支援制度について)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付

TEL：03-5253-2111 (内線38338)

FAX：03-3581-2521

E-mail：kodomokosodate2@cao.go.jp

(幼稚園について)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-5253-4111 (内線3136)

FAX : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext.go.jp

事務連絡
令和4年4月19日

都道府県多文化共生施策担当部局長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当部局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部
出入国管理課長 西山 良

来日したウクライナ避難民の方々への情報提供等について(2)

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。

来日したウクライナ避難民の方々に対する国の支援については、現在、関係府省庁において具体的な対応策の検討を順次進めているところであり、本年4月14日(木)に避難民の方々へ手紙を発送し情報提供を行い、本年4月14日付け事務連絡「来日したウクライナ避難民の方々への情報提供について」において御案内したところです。

その後、本年4月19日(火)に、就労、医療、介護、子育て及び教育について、別添1から別添7までのとおり、避難民の方々へ手紙を発送し情報提供を行いましたので、御参考までに送付いたします。

また、ウクライナ避難民の方々への手紙の内容である、就労、医療、介護、子育て及び教育に関する情報について、関係省庁から各地方公共団体の所管部局宛てに以下の内容の御連絡をしておりますので、御参考までに共有いたします。

多文化共生部局におかれましては、本事務連絡について、所管部局と情報共有の上、御対応いただけますようお願いいたします。

1. 就労支援について

就労支援については、ハローワークにおいて、ウクライナ避難民の方々のニーズを踏まえた、職業紹介をすることとしており、就労を希望するウクライナ避難民の方々に、地域のハローワークで、仕事を紹介することが可能であること。(令和4年4月15日時点で支援の申し出企業は、405件。)

同様の内容を、都道府県・市区町村の外国人雇用対策担当課室に連絡済みであること。

2. 国民健康保険への加入について

ウクライナ避難民については、「短期滞在」の在留資格の期間中においても、本邦滞在を希望する場合、「特定活動(1年)」の在留資格への変更許可申請を提出することができ、「ウクライナ避難民が「特定活動(1年)」の在留資格を付与され、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用となる」旨を都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)に連絡済み(「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に

係る国民健康保険の適用について」（令和4年3月18日付け事務連絡））であること。

3. 介護保険について

ウクライナ避難民に係る介護保険の適用については、「現行の外国人に対する介護保険の適用と同様の取扱いとなること。具体的には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を介護保険の被保険者とする」旨の事務連絡を各都道府県及び各区市町村介護保険主管部（局）に発出済み（ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る介護保険の適用について（令和4年4月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡））であること。

4. 子育てについて

子育て支援に関して、以下のウクライナ避難民の方々への対応について、子育て支援担当部署に連絡（令和4年4月19日事務連絡）済みであること。

- ・求職活動や就労等（※）により児童を預ける必要がある場合、保育所等において児童を預けることが可能であること。
- ・昼間に一時的に児童を預かる「一時預かり事業」、子育て中の親子が交流し、不安・悩みを相談できる「地域子育て支援拠点事業」、子育てに関する情報提供、相談を受けられる「利用者支援事業」などの子育てサービスを利用可能であること。
- ・児童の年齢等に応じて「児童手当」を住所地の市町村に請求することが可能であること。

（※）保育所等を利用するためには認定が必要であり、利用を希望する場合、市区町村へ相談すること。

5. 教育について

ウクライナ避難民の方々、幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学への子供の就学を希望する場合に役立つよう、相談先や、就学等に関する資料をまとめているところであること。

ウクライナ避難民の子供が就学を希望する場合の積極的な受入れや、就学や学校での指導等についての留意事項について、全国の教育委員会や地方公共団体、大学等に連絡（令和4年4月18日付け事務次官通知）済みであること。

さらに、日本語教育については、文化庁が実施する「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」等においてその支援を行っているところですが、当該事業等を活用してウクライナからの避難民の方々を対象とした日本語教室の実施等へ支援を行うことを検討しており、文化庁より、貴部局宛てに具体的な情報について追って御連絡することとしています。

最後に、国による支援の内容に関しては、前回の事務連絡でお伝えしたとおり4月21日（木）に自治体衛星通信機構のシステムを用いたオンラインでの自治体向け説明会を実施いたします。詳細は下記のとおりです。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知につきましても併せてお願い申し上げます。

添付物

- 1 命が危ないためウクライナから日本に来た皆様へ（令和4年4月19日付け）
（ウクライナ語版・日本語版・英語版）
- 2 ハローワークが仕事探しを手伝います（ウクライナ語・英語・日本語）
- 3 病気やケガに備え、国民健康保険への加入が必要です。（ウクライナ語・日本語・英語）
- 4 子育て支援のサービスを受けることができます（ウクライナ語・日本語・英語）
- 5 就学ガイドブック（英語・日本語）
- 6 高校で勉強したい外国人のみなさんへ（ウクライナ語・日本語）
- 7 就学援助制度（ウクライナ語・日本語）

記

- 1 開催日時
令和4年4月21日（木）13時30分～14時30分
- 2 対象者
都道府県及び市区町村の担当者
- 3 開催方法
一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）を通じてライブ放映を行います。また、説明会后、当日の録画映像を YouTube 法務省チャンネルにおいて、関係者に限定する形で配信を予定しております。視聴用の URL は別途連絡いたします。

- ・チャンネルは地域衛星通信ネットワークの1chです。
視聴の方法等は、貴庁内担当課（消防防災部局等）にご確認ください。
LASCOM ネットについてご不明な点は、一般財団法人自治体衛星通信機構
情報企画課（TEL：03-6261-1539 FAX:03-6261-1534）へお問い合わせください。
- ・当日、視聴できない場合は、後日、録画映像をご覧ください。
- ・YouTube 法務省チャンネルの視聴用 URL の送付には、説明会終了後一週間程度要する見込みです。

- 4 資料
前日までに ek-Bridge にアップロードの上、その旨メールにて御連絡いたします。説明会当日は印刷した資料をお手元に御用意いただき視聴をお願いいたします。
- 5 御質問・御意見への対応
上記3の地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）の技術的制約により、双方向での通信ができないため、当日の質疑応答はございません。御質問・御

意見につきましては、以下のメールアドレス宛てに、質問件名、質問内容、担当者連絡先をメール本文に記載の上、御提出願います。なお、添付ファイル等は添付しないでください。また、御質問・御意見につきましては、電話ではなく必ずメールでの御提出をお願いいたします。

メールアドレス：ukraine_jichitai@i.moj.go.jp

以上

担当者連絡先

法務省出入国在留管理庁出入国管理部

出入国管理課 担当 小林（仁）、池田、佐藤、杉山

電話：03-3580-4152



Евакуйованим з України,
які виховують маленьких дітей в Японії



Надаються послуги з підтримки у вихованні дітей

В Японії надаються нижченаведені послуги з підтримки у вихованні дітей. Спосіб використання послуг залежить від регіону, тому за деталями зверніться до муніципалітету, де ви живете.

**Тимчасове утримання
дитини**

Ви можете отримати допомогу на тимчасове утримання дитини вдень.

Ясла

Це заклад, в якому здійснюється догляд і виховання дітей вдень, коли батькам доводиться залишати дитину надовго через свою роботу.

**Місцевий центр
соціальної підтримки
дітей**

Це місце, яке надає дітям та їхнім батькам простір для гри та спілкування. Тут також можна проконсультуватися з питань виховання дітей.

**Заходи з сервісної
підтримки
користувачів**


У рамках цих заходів надається інформація про послуги, пов'язані з вихованням дітей.

Дитячий садок

Це школа для дітей віком від 3 до 5 років.

Допомога на дитину

Виплачується готівкою тим, хто має дітей.

ウクライナ  にほん ひなんちゅう ちい こ そだ
から日本に避難中で小さなお子さんを育てているひと

こそだ しえん う 子育て支援のサービスを受けることができます

にほん つぎ 日本では、こそだて しえん 次のような子育て支援のサービスを提供
ていきょう しています。

ちいき 地域によって利用方法などが異なりますので、
くわ す しちょうそん き 詳しいことはお住まいの市町村にお聞きください。

いちじあず 一時預かり

ひるま いちじてき こ あずか
昼間に一時的に子どもを預かってもらえます。

ほいくしょ 保育所

しごと ちょうじかん こ あず
仕事について長時間子どもを預けなければな
とき ひるま こ あず
らなくなった時に、昼間に子どもを預けるこ
しせつ
とができる施設です。

ちいきこそだ しえんきよてん 地域子育て支援拠点

こ ほごしゃ いっしょ
お子さんと保護者が一緒にすごすことができ
ばしょこそだ そうだん
る場所です。子育てについて相談もできます。

りようしゃしえんじぎょう 利用者支援事業

こそだ かん あんない
子育てに関するサービスを案内しています。

ようちえん 幼稚園

さい さい こ む がっこう
3歳から5歳までのお子さん向けの学校です。

じどうてあて 児童手当

こ かた げんきん しきゅう
お子さんのある方に現金が支給されます。

From Ukraine



Parents and children evacuating to Japan



You can use the child-rearing support service

In Japan, we provide the child-rearing support service listed below.

How to use it depends on the area you live in.

Please contact the municipality for details.

Short-term Childcare

Service to temporarily care for children during the day.

Nursery school

When you get a job, the nursery school will care for your child while you work.

Community-based childrearing support center

A place where parents and children can interact with each other. You can also consult about child-rearing.

User support

We provide information on child-rearing services.

kindergarten

School for children from 3 to 5 years old

Children's allowance

We will provide cash to parents who have children.

19 квітня 2022 рік

Міграційна служба Японії

Інформація для осіб, які прибули до Японії, рятуючись від загрози життю і здоров'ю.

1. Міграційна служба приймає заяви від осіб для отримання дозволу зміни статусу проживання на "Особливі види діяльності (1 рік)", що дозволить вам працювати. Особи, які змінять свій статус на "Особливі види діяльності (1 рік)", отримають посвідчення особи, яке називається "картка резидента". Якщо у вас це буде, ваше життя в Японії буде зручнішим, і ви зможете оформити національне медичне страхування, про яке написано нижче в пункті 3 цього листа. Тому, будь ласка, змініть свій статус проживання. Якщо ви хочете змінити його, зателефонуйте до довідкової служби FRESC за телефоном, наведеним нижче в пункті 5.

2. Особам, які хочуть знайти роботу.

У "Hello Work (=державне бюро із забезпечення зайнятості)" державні службовці допоможуть вам знайти роботу.

При цьому не потрібні жодні витрати.

Спочатку варто звертатися до місцевого відділення Hello Work.

Якщо ви не знаєте, де знаходиться найближчий офіс Hello Work, ви можете зателефонувати за номером 0800-919-2901 (консультаційна лінія англійською мовою).

*Ви також можете поговорити у Hello Work англійською мовою.

Однак, якщо у вас є член сім'ї або друг, який говорить японською мовою, будь ласка, по можливості приходьте з ними.

3. Особам, які потребують медичних, сестринських та дитячих послуг.

При отриманні медичної допомоги у Японії ви повинні бути членом Національного медичного страхування. Якщо ви приєднаєтеся до Національного медичного страхування, вам слід заплатити лише 20% або 30% від вартості лікування під час відвідування лікарні з приводу хвороби або поранення.

Крім того, особи віком 40 років і старші зобов'язані оформити страхування довгострокового догляду, і якщо цим особам знадобиться догляд, вони зможуть отримати послуги довгострокового догляду за 10% від вартості довгострокового догляду.

Послуги по догляду за дітьми. Якщо потрібно залишити дитину на короткий проміжок часу для вирішення невідкладних питань або потрібно залишати дитину на більш тривалий період часу щодня, щоб попрацювати, то для вас є послуга, що відповідає вашій ситуації.

Для отримання додаткової інформації зверніться до місцевої адміністрації.

Якщо у вас є член сім'ї або друг, який розмовляє японською мовою, будь ласка, постарайтеся взяти його з собою при відвідуванні місцевої адміністрації.

4. Особам, які бажають вступити до початкової, середньої, або старшої школи, а також технічного училища або вищого навчального закладу.

4.1. Особи, які бажають оформити дитину для навчання у школі в Японії. Для вступу у початкову, середню або старшу школу, зверніться до місцевої адміністрації. Для вступу до вищого навчального закладу або технічного училища, необхідно звернутися безпосередньо у вищий навчальний заклад або у технічне училище, до якого ви бажаєте вступити.

- Особам, які бажають вступити до початкової, середньої, або старшої школи, необхідно звернутися до місцевої адміністрації.

Для оформлення на навчання дітей у старшу школу, необхідно звернутися до адміністрації префектури, за місцем проживання. В обох випадках існує Комісія з освіти, так звана «Кйюіку Ійнкай», який може допомогти вам. Деякі адміністрації міст мають консультативну службу для іноземців.

Плата за навчання у початковій, середній та старшій школі не стягується, крім плати за інші подтримй , наприклад, спеціальні уроки японської мови після вступу до початкової, середньої або старшої школи.

-Якщо ви хочете вступити до японського вищого навчального закладу – далі - (ВНЗ) або технічного училища, зверніться безпосередньо до ВНЗ або технічного училища, до якого ви бажаєте вступити. Деякі японські ВНЗ заявляють, що допомагатимуть вихідцям з України, які шукають захист у Японії та приймають на навчання.

Список вищих навчальних закладів знаходиться у наведеному нижче сайті.

Сайт: <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/news/000164.html>



*Щодо дитячих садків, то вони включені до послуг з догляду за дітьми у вищезгаданому пункті. У садок можна ходити безкоштовно у місцевості, де ви маєте реєстрацію при особистому зверненні до адміністрації міста, селища чи села.

4.2. Ми надсилаємо вам матеріали, які допоможуть вам вступити до початкової, середньої та старшої школи, технічного училища або ВНЗ у Японії.

(а) Довідник з навчання у школі (Guidebook for Starting School)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/24/1358299_01.pdf



(б) Іноземцям, які бажають навчатися у середній школі. (Легка японська мова)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006277.pdf>



(в) Пам'ятка по системі надання допомоги під час навчання у школі

*Допомагають оплачувати такі гроші, як зошити, олівці та шкільні обіди.

4.3. Якщо ви не знаєте, до якої адміністрації, ВНЗ або технічного училища звернутися, будь ласка, звертайтеся до Міністерства освіти, культури, спорту, науки та технологій Японії.

○ Довідкова служба Міністерства освіти, культури, спорту, науки та технологій Японії

Номер телефону : 0120-082-434 Години роботи: з 9.30 до 18.15 (будні дні)

Адреса електронної пошти :

Сайт : https://www.mext.go.jp/ukraine_helpdesk.html



*Доступно японською та англійською мовами.

5. Якщо у вас виникатимуть проблеми в Японії, телефонуйте за наступним номером.

○Консультація по телефону (Довідкова службаFRESC)

Номер телефону : 0120-76-2029 (Безкоштовий)

Години роботи : з 9.00 до 20.00 (будні дні)

з 9.00 до 17.00 (субота, неділя, свята)

Сайт : https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/ukraine_support.html

*Якщо у вас виникли запитання щодо цього листа, будь ласка, телефонуйте за номером довідкової служби FRESC.

6. Міграційна служба надсилатиме вам корисну інформацію електронною поштою.

Будь ласка, повідомте нам особисту адресу електронної пошти.

Будь ласка, повідомте нас, про відомості, які ви вважаєте, що міграційна служба повинна повідомити Посольство України в Токіо.

○Адреса електронної пошти :

В листі, який ви надішлете електронною поштою до міграційної служби напишіть:

(1) Ім'я, стать, дата народження, номер телефону та адресу електронної пошти.

(2) Чи можна передати всі дані, які перераховані в пункті (1) до Посольства України в Токіо та вашу адресу електронної пошти,

7. Ми надсилатимемо вам матеріали, які допоможуть вам у вашому житті в Японії. Будь ласка, читайте їх. Ми продовжуватимемо надсилати вам корисні матеріали.

(1) Hello Work допоможе вам знайти роботу.

(2) У разі хвороби або поранення ви повинні стати членом Національного медичного страхування.

(3) Ви можете отримати послуги по догляду за дитиною.

(4) Довідник з питань організації шкільних занять

(5) Для іноземців, які хочуть навчатися у старшій школі

(6) Система допомоги школярам

令和4年4月19日
しゅつにゆうこくざいりゆうかんにちよう
出入国在留管理庁

いのち あぶ 命が危ないためウクライナから日本にきた皆様へ

1 入管では、働ける在留資格「特定活動（1年）」への変更許可申請を受け付けています。「特定活動（1年）」に変更した人は、「在留カード」というIDカードをもらえます。これを持っていけば、日本で生活が便利になり、下の3の国民健康保険にも加入できますので、変更してください。変更したい人は下の5のFRESHCヘルプデスクに電話してください。

2 就労を希望するウクライナの皆様へ

ハローワークでは、国の職員が、あなたが仕事を探すお手伝いをします。

お金はかかりません。

まずは、近くのハローワークに相談してみてください。

近くのハローワークが分からない人は、0800-919-2901（英語での相談ダイヤル）に電話をしてください。

※ハローワークでは、英語でも相談できます。

ただ、日本語が話せる家族か友達がいれば、なるべく一緒にきてください。

3 医療・介護・保育でお困りのウクライナの皆様へ

日本で医療を受けるときは、国民健康保険への加入が必要になります。国民健康保険に加入すれば、病気やけがで病院に行っても、医療費の20%か30%を払うだけですみます。

また、40歳以上の方については、介護保険に加入することとなり、介護を必要とする状態になった場合には、介護費の10%負担で介護サービスを受けることができます。

保育サービスも受けることができます。急な用事で短い時間子どもを預けたいとき、働くために、毎日長い時間子どもを預けたいとき、状況に応じたサービスがあります。

詳しいことはお住まいの市町村に聞いてください。

市町村に行くときは、日本語が話せる家族か友達がいれば、なるべく一緒にきてください。

4 小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学に行きたいウクライナのみなさんへ

(1) 小学校、中学校、高校に行きたいときは、地域の役場に相談してください。大学や高等専門学校に行きたいときは、行きたい大学や高等専門学校に相談してください。

(ア) 日本の公立小学校、中学校、高校に行きたい方

日本の小学校、中学校、高校は、外国人の方も受け入れていてます。

小学校、中学校に行きたいときは、近くの市区町村の役場に相談してください。高校に行きたいときは、住んでいる都道府県の役場に相談してください。どちらも、教育委員会というところがあり、相談にのってくれます。役場の中には外国人相談窓口があるとところもあります。

小学校、中学校、高校の授業料は無料です。授業料以外の勉強に必要なお金も支援される場合もあります。

小学校、中学校、高校に入ったあとの特別な日本語の授業など、外国人へのサポートがあることも多いので、相談してください。

(イ) 日本の大学や高等専門学校に行きたい方

日本の大学や高等専門学校に行きたいときは、行きたい大学や高等専門学校に聞いてください。

いくつかの日本の大学は、ウクライナから日本に来た人を助けると言っています。下のURLにそのような大学のリストがあります。

URL : <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/news/000164.html>



※幼稚園については、上の3の保育サービスに含まれ

ます。市区町村に住んでいることが分かれば無償で

利用できます。近くの市区町村の役場に行くと相談にのってくれます。

(2) 日本で小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学に行くための助けになる資料を送ります。

(ア) 就学ガイドブック (Guidebook for Starting School)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/24/1358299_01.pdf



(イ) 高校で勉強したい外国人の皆さんへ

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006277.pdf>



(ウ) 就学援助制度リーフレット

※ノートや鉛筆、給食などのお金を支援します。

(3) 相談する役場、大学や高等専門学校が分からないときは、文部科学省に相談してください。

○文部科学省 ヘルプデスク

電話番号：0120-082-434

受付時間：午前9時30分から午後6時15分まで (平日)

メールアドレス：ukraine-helpdesk@mext.go.jp

URL：https://www.mext.go.jp/ukraine_helpdesk.html



※日本語、英語で対応しています。

5 日本で困ったときは、次のところに電話してください。

○困ったときの連絡先 (F R E S C ヘルプデスク)

電話番号：0120-76-2029 (フリーダイヤル)

受付時間：午前9時から午後8時まで (平日)

午前9時から午後5時まで (土・日・祝日)

URL：https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/ukraine_support.html

※この手紙について質問があるときは、上の

F R E S C ヘルプデスクに電話してください。



6 入管からメールでみなさんに役立つ情報を届けます。みなさんのメールアドレスを知らせてください。

みなさんが入管に知らせた情報を、入管が東京にあるウクライナ大使館に知らせてもいいと思う人は、教えてください。

○メールアドレスを知らせるところ

メールアドレス：ukraine_support@i.moj.go.jp

メールに書くこと：

- (1) 名前、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス
- (2) (1) のこと全部と、この手紙を送った住所を、東京にあるウクライナ大使館に教えてよいか

7 みなさんの日本での生活を助ける資料を送ります。読んでください。今後も役に立つ資料を送ります。

- (1) ハローワークが仕事探しを手伝います
- (2) 病気やケガに備え、国民健康保険への加入が必要です。
- (3) 子育て支援のサービスを受けることができます
- (4) 就学ガイドブック
- (5) 高校で勉強したい外国人のみなさんへ
- (6) 就学援助制度

Information for those who have fled to Japan from Ukraine

1 The ISA accepts applications to change the status of residence to “Designated Activity (One year)” with work permit. Persons who have changed their status to “Designated Activities (one year)” can receive an ID card called a “residence card.” Having this card makes life in Japan more convenient and enables enrollment in National Health Insurance as described in 3 below, so please change your status. If you would like to change your status, please call the Foreign Residents Support Center (FRESC) help desk mentioned in 5 below.

2 To Ukrainians who would like to work in Japan

At Hello Work (the Public Employment Security Office), government staff members can help you find a job.

This service is free of charge.

Please start by consulting with a nearby Hello Work office.

If you do not know where the nearest Hello Work office is, please dial 0800-919-2901 (phone number for consultation in English).

* Hello Work offices offer consultation in English as well.

However, hopefully you come to Hello Work together with your family or friends who can speak Japanese.

3 To Ukrainians who have problems related to medical care, long-term care, or childcare

To receive medical care in Japan, it is necessary to enroll in National Health Insurance. If you are enrolled in this insurance and you go to a hospital due to a sickness or injury, you only have to pay 20% or 30% of the associated medical care costs.

In addition, if you are 40 years of age or older, you will be enrolled in long-term care insurance, and—if you find yourself in need of long-term care—you will be able to receive long-term care services for only 10% of the total long-term care costs.

Childcare services are also available. There are various services available

depending on the situation, including when you want to entrust your child for a short time due to urgent business or when you want to entrust your child for several hours every day due to work.

For more details, contact the municipality where you live.

When you go to the municipal office, if you have a family member or friend who speaks Japanese, please come with them if possible.

4 To Ukrainians who want to go to an elementary school, junior high school, senior high school, college of technology, or university

(1) If you would like to go to an elementary school, junior high school, or senior high school, please consult with your local municipal office. If you would like to go to a university or college of technology, please consult with the university or college of technology you are interested in.

(A) If you would like to go to a public elementary school, junior high school, or senior high school in Japan

Japanese elementary schools, junior high schools, and senior high schools accept foreign nationals as well.

If you would like to go to an elementary school or junior high school, please consult with the nearby municipal office. If you would like to go to a senior high school, please consult with the municipal office of the prefecture where you live. Both have their own board of education, and they will consult with you. Some municipal offices also have their own foreign residents help desk.

Elementary schools, junior high schools, and senior high schools do not charge tuition fees. Support is also sometimes provided to cover the costs of studying other than tuition fees.

Assistance for foreign nationals—including special Japanese classes—is often available after entering an elementary school, junior high school, or senior high school, so please ask about this.

(B) If you would like to go to a university or college of technology in Japan

If you would like to go to a university or college of technology in Japan, please ask the university or college of technology you are

interested in. A number of Japanese universities have stated that they are willing to help Ukrainian students who have come to Japan. The link below includes the list of such universities.

URL: <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/news/000164.html>

* Preschool is included in the childcare services mentioned in 3 above. Preschool is available free of charge if it is clear that you live in the corresponding municipality. If you go to the nearby municipal office, they will discuss this with you.



(2) Materials that are useful for going to an elementary school, junior high school, senior high school, college of technology, or university in Japan will be sent to you.

(A) Guidebook for Starting School

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2016/06/24/1358299_01.pdf



(B) For foreign nationals who want to study at senior high schools

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006277>



(C) Financial support system leaflet

* Financial assistance is provided to cover the costs of notebooks, pencils, school lunch, etc.

(3) If you do not know how to consult with the municipal office, university, or college of technology, please consult with the Ministry of Education,

Culture, Sports, Science and Technology (MEXT).

○ MEXT help desk

Phone number: 0120-082-434

Reception hours: 9:30 am to 6:15 pm (on weekdays)

Email address: ukraine-helpdesk@mext.go.jp

URL: https://www.mext.go.jp/ukraine_helpdesk.html



* Service is available in both Japanese and English.

5 If you have any problems while in Japan, please call the number below.

○ Contact information for problems (FRESC help desk)

Phone number: 0120-76-2029 (toll-free number)

Reception hours: 9:00 am to 8:00 pm (on weekdays)

9:00 am to 5:00 pm (on weekends and holidays)

URL: https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/ukraine_support.html



* If you have any questions about this letter, please call the FRESC help desk above.

6 The ISA sends helpful information to everyone via email. Therefore, please tell us your email address.

Also tell us if it is okay for the ISA to notify the Embassy of Ukraine in Tokyo of the information that you give the ISA.

○ Send your email address to

Email address: ukraine_support@i.moj.go.jp

What to write in the email:

- (1) Your name, gender, date of birth, phone number, and email address
- (2) Whether it is okay for us to send the information in (1) as well as the address to which this letter was sent to the Embassy of Ukraine in Tokyo

7 Materials that can help with life in Japan will be sent to you. Please read them. We are committed to sending useful materials.

(1) Hello Work offices help you search for work.

(2) To prepare for sicknesses and injuries, it is necessary to enroll in National Health Insurance.

(3) Childcare support services are available.

(4) Guidebook for Starting School

(5) For foreign nationals who want to study at senior high schools

(6) Financial support system for school expenses

小学校に入る前（6歳以下）の子供をもつ人へ

～日本の幼稚園を知る～

小学校に入る前の6歳以下の子供は、幼稚園、保育園、認定こども園などに通うことができます。

このリーフレットでは、幼稚園のことを書いています。

幼稚園、保育園、認定こども園の違いは、外国人生活支援ポータルサイト「外国人のための生活・就労ガイドブック」等に書いてあります。



(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html)

●何歳から通うことができますか？

3歳になった日から小学校に入る前までの子供が通うことができるタイプの学校です。

幼稚園によって、通うことができる年齢は違うので、幼稚園や住んでいるまちの役所に聞いてください。

●どれくらいの時間過ごしますか？

子供は朝から1日4時間ぐらい幼稚園にいます。親が働いているときなどに、夕方や夜まで子供を預かる幼稚園もあります。

●幼稚園では何をしますか？

この年齢の子供は、自分でやってみる（体験する）ことが大切です。

子供は、友達と一緒に遊びながらいろいろなことを学びます。その中で、考えたり工夫したり、自分が感じたことを先生や友達に伝えたり、絵をかいたり歌を歌ったりします。

●幼稚園に通うためにはいくら必要ですか？

料金はそれぞれの幼稚園で違います。料金は、保育料、バス代、給食費などがあります。

保育料は、ひと月あたり25,700円までは親が支払う必要はありません。

親は、ひと月あたり25,700円を超える保育料、バス代、給食費などを払います。

料金がいくらになるのかは幼稚園に聞いてください。

●幼稚園ごとに違うことは何ですか？

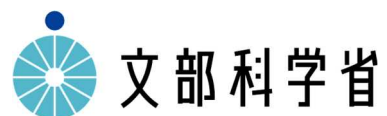
たとえば、

- ・通うことができる年齢
- ・子供が住んでいる地域（幼稚園が家から近いか遠いか）
- ・幼稚園に通う方法（親と一緒に歩く、幼稚園のバスを使うなど）
- ・子供を夕方や夜まで預かるかどうか

といったことが違います。

外国人幼児等の受入れにおける 配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課



本資料を掲載しているホームページ

https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf

お問い合わせ先：文部科学省初等中等教育局幼児教育課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL:03-6734-2376 E-mail:youji-shidou@mext.go.jp

【本資料の作成に当たって】 1	(3)家庭との連携における配慮19
1. 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方 3	Q11 保護者への対応で留意することはありますか。19
2. 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ&A 5	Q12 保護者への連絡ではどのような配慮が必要ですか。21
(1)受入れにおける配慮 5	(4)関係機関との連携における配慮23
Q1 入園相談で大切なことはありますか。 5	Q13 小学校以降の生活や学習との円滑な接続を踏まえ、 幼稚園で配慮することはありますか。23
Q2 外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方が よいことはありますか。 7	Q14 入学に当たって、小学校とはどのような情報共有が必要ですか。・・・25	
Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。 9	Q15 外部の関係機関等との連携で留意することはありますか。・・・26	
(2)指導における配慮11		
Q4 外国人幼児等の指導ではどのような配慮が必要ですか。11		
Q5 幼稚園での生活に戸惑いを感じている外国人幼児等に対して、 どのような配慮が必要ですか。12		
Q6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。・・・13			
Q7 外国人幼児等の母文化等について、教師はどのような 姿勢で臨む必要がありますか。15		
Q8 外国人幼児等の健康管理ではどのような配慮が必要ですか。・・・16			
Q9 日本人幼児と外国人幼児等との関わりでは、どのような 配慮が必要ですか。17		
Q10 園内体制で留意することはありますか。18		

本資料の作成に当たって

外国人の子供が増加している中、入国管理法の改正等により今後一層の増加が見込まれ、その受入れは重要な課題であり、学校におけるきめ細かな指導を充実していく必要があります。そうした中で、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(平成31年3月)が発行されるとともに、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～」(令和元年6月17日)が報告されました。

幼稚園、認定こども園等においても、外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等(以下「外国人幼児等」という。)の円滑な受入れは喫緊の課題となっています。外国人の子供等の受入れに当たっての基本的な考え方は学校種によって異なるものではありませんが、幼児期は、遊びを通した総合的な指導など、幼稚園教育の特性を踏まえた配慮も必要です。そのため、本冊子では、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)と併せてお読みいただく資料として、幼稚園における配慮事項等について取りまとめました。なお、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」では事例等も掲載されており、本冊子と併せてお読みいただくことにより、受入れに当たっての基本的な考え方や配慮事項について理解を深めるとともに、子供の成長を長期的な視点から捉えて発達や学びをつなげていく示唆ともなります。

外国人の子供等との共生が、日本の子供たちの成長にもつながることを踏まえ、外国人幼児等について、幼稚園及び地域の実態に応じた取組が推進されていくことを期待しています。

外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版

- 序章 本書のねらいと構成
本書のねらい／本書の主な対象者と構成／本書の活用法／外国人の受入れ拡大と共生に向けて
- 第1章 外国人児童生徒等の多様性への対応
日本語指導が必要な児童生徒とは／外国人児童生徒等の増加／外国人児童生徒等の多様な背景／外国人児童生徒等が直面する課題／外国人児童生徒等を受け入れる学校の課題／行政上の課題
- 第2章 学校管理職の役割
温かい面接を工夫する／担任を支え、保護者との信頼関係を築く／日本語指導の環境を整え、習得や適応の状況を把握する／児童生徒の成長を担当と見守る／全教職員で取り組む体制をつくる／地域連携をコーディネートする
- 第3章 日本語指導担当教師の役割
日本語指導担当教師の4つの役割／日本語指導の基本的な考え方／日本語指導のプログラム／指導計画の作成(日本語指導のコース設計)
- 第4章 在籍学級担任の役割
在籍学級での外国人児童生徒等の受入れ／外国人児童生徒等の受入れ体制づくりと必要な指導／共生の教育と学級の国際化／保護者への対応と進路指導
- 第5章 都道府県教育委員会の役割
施策の推進方針の策定／推進体制の整備／人材確保と育成について
- 第6章 市町村教育委員会の役割
教育委員会が直接行う支援・指導／連絡協議会等を通じて行う支援・指導



1. 外国人幼児等の受入れにおける基本的な考え方

幼稚園教育では、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導を基本としており、幼稚園教育要領解説では、「一人一人の幼児を理解するに当たっては、その幼児のもつ生活習慣や家庭環境などを踏まえることが必要である」旨を示しているほか、「一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、他の幼児に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、幼児が互いを認め合う肯定的な関係をつくっていくことが大切である。」としていることを踏まえつつ、幼稚園教育要領やその解説に示している以下の内容について、配慮を行うことが大切です。

(幼稚園教育要領)

- ・ 安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- ・ 一人一人の実態は、その在留国や母国の言語的・文化的背景、滞在期間、年齢、就園経験の有無、さらには家庭の教育方針などによって様々であること。
- ・ 一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要であること。
- ・ まず教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握すること、その上で、その幼児が教師によって受け入れら

れ、見守られているという安心感をもち、次第に自己を発揮できるよう配慮すること。

- ・ 教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるように配慮すること。
- ・ 様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得ること。
- ・ 保護者は自身が経験した幼稚園のイメージをもっているため、丁寧に園生活や園の方針を説明したりすること。



2. 外国人幼児等の受入れにおける配慮に関するQ & A

(1) 受入れにおける配慮

Q1 入園相談で大切なことはありますか。



保護者は、日本の学校に初めて触れる可能性があります。外国人幼児等や保護者の母文化等との違いがあること、日本語による意思疎通が困難であることなどから、戸惑いや不安を感じたり、尋ねたいことや伝えたいことがあっても言い出せなかったりするかもしれません。そのため、入園の相談等では、温かな雰囲気づくりを心掛けましょう。

日本の幼稚園では当たり前なことであっても、その保護者の母国等ではそうではないかもしれません。日本語が話せても、日本の幼稚園について知っているとは限りません。このような状況を踏まえると一度に多くのことを説明すると困惑することも考えられます。そのため、入園相談で説明する内容や資料は、より丁寧な方がよいのか、精選した方がよいのか考える必要があります。文化等は国や地域等によって異なるので、どのような内容を丁寧に説明した方がよいのかは一律に決めることはできません。外国人幼児等やその保護者の母文化等について事前に調べ、教育制度、文化、習慣、宗教などの違いを踏まえた説明をするように心掛けましょう。入園相談を予定している保護者と同じ母国の幼児を受け入れている幼稚園があれば、その幼稚園が受入れで留意したことなどを尋ねることが考えられます。ただし、一つの国でも、宗教、地域、家庭などによって、生活習慣等は異なるので、保護者の要望等をしっかりと聞き取り、理解しようとする姿勢が相手に伝わるようにすることが重要です。

そして、幼稚園での日々の生活や行事の様子を映像や写真などで紹介し、保護者が日本の幼稚園での生活の流れなどを具体的にイメージできるように伝えましょう。その際、公立の小学校のように就学指定があるわけではなく、保護者の要望等に応じて様々な選択肢がありますので、保護者が、幼稚園に通ってからの外国人幼児等と保護者自身の生活の様子などがイメージできるように情報を提供することが望まれます。例えば、幼稚園への入園年齢や預かり保育の有無、登降園の方法、給食・弁当の対応などに関する説明が考えられます。

入園相談では、保護者と園長等が、重要な情報についてできる限り正確に意思疎通できることが重要です。通訳の派遣について自治体に相談したり、多言語資料、翻訳機、対訳リスト等を準備したりするなど、保護者が少しでも理解しやすい伝達方法を工夫することが大切です。また、入園の手続きに関する書類は、多言語化したり、短い日本語の文に修正したり、漢字にルビを振ったりして、保護者に分かりやすい資料となるように心掛け、その場で保護者に確認をとりながら記入するとよいでしょう。入園相談は、保護者の立場になって考え、事前の準備と丁寧な対応が必要です。



Q2 外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方がよいことはありますか。

外国人幼児等の受入れでは、日本人幼児の受入れと共通な面もありますが、異文化ゆえの配慮も必要です。しっかりと配慮した受入れ体制をつくるためには、保護者の要望や外国人幼児等の状況を理解しておく必要があります。そのためには、外国人幼児等のプロフィールや家庭環境等を記載するための書式（項目）を決めて、作成するようにしておくといでしょう。

【書式の項目の例】

- ・ 成育歴（来日前の就園状況等）、国籍等
- ・ 来日年齢と滞在期間や日本語の習得状況
- ・ 保護者への連絡方法や緊急連絡先
（保護者、日本語が通じる人、会社などの電話番号）
- ・ 家庭内での言語使用状況、配慮事項（宗教、習慣、食べ物など）
- ・ 本名と呼称、保護者本名と呼称

特に、名前は個人のアイデンティティの根源なので、呼び方などを確認しましょう。例えば、南米出身の方の名前は、アルファベット表記をされていても英語的な発音とは異なります。中国などの漢字表記についても、日本語の漢字の読み方と異なることがあります。本名の表記と発音について確認した上で、普段の幼稚園生活における表記や呼び方（本名又は通り名等）について保護者に確認しましょう。そして、ロッカーや靴箱等の表記についても、

外国人幼児等が分かりやすい表記方法を保護者と相談しておくといでしょう。

また、滞在期間により必要な支援も異なってくることに留意が必要です。保護者が、幼稚園に期待することについて確認することも大切です。例えば、滞在期間が短く、日本の文化や風土に触れることなどを目的とした体験的な入園なのか、長期滞在を見通して日本語を習得し、小学校への就学なども考慮に入れているのか、保護者が入園に当たってどのようなことを期待しているのかなどを確認しておくことが考えられます。

多くのことを一度に説明したり確認したりするのではなく、状況に応じて徐々に確認していくことも大切です。また、確認したつもりでも相手に伝わってなかったり、滞在年数等の状況が変わったりすることもありますので、折に触れてコミュニケーションを図り、幼稚園と保護者が徐々に相互理解を深めていくようにします。



Q3 幼稚園生活について伝えるときに留意することはありますか。

外国人幼児等の保護者は、母国の幼児期の教育を行う施設のイメージがあるため、戸惑うことがあるかもしれません。そのため、家に持ち帰ってじっくり読んだり、知り合いに尋ねたりできるように、写真などの視覚資料と保護者の使用言語や簡単な日本語で分かりやすくまとめた資料を渡したりすることが考えられます。説明する内容も精選する必要があります。

【保護者に伝えることの例】

- ・ 当面必要な持ち物
- ・ 施設の使い方
- ・ 園の電話番号
- ・ 主な行事（遠足、保護者会、休日に開催される運動会など）や祝日
- ・ スケジュール（1日、1週間、当面、年間）
- ・ 園で必要となる費用（保育料、給食費、PTA会費など）と納入方法、保険
- ・ 幼稚園の一日の流れ
- ・ 園長・担任教師の名前
- ・ 遅刻欠席の連絡方法

動画や写真を用いた幼稚園での1日の生活の紹介では、保護者との登園や送迎バスに乗っての登園の様子から始まり、靴を履き替えて保育室に入る様子、幼稚園での活動の様子、給食や弁当のときに「いただきます」の挨拶をして食べる様子など、幼稚園での外国人幼児等の生活が具体的にイメージで

きるようにしましょう。当面必要な持ち物は実物や写真などを提示するとともに、園指定の持ち物などについては購入可能な店を紹介するとよいでしょう。

幼稚園での生活に慣れていくために必要な配慮など、幼稚園生活で不明なことはいつでも幼稚園の園長・担任教師等に相談できることなどを伝え、安心して幼稚園での生活を楽しめるようにすることが大切です。



(2) 指導における配慮



Q4 外国人幼児等の指導ではどのような配慮が必要ですか。

幼児は安定した情緒の下で自己を発揮することにより発達に必要な体験を得ていきます。このことは、外国人幼児等も同じです。そのため、幼稚園生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要です。

したがって、教師は外国人幼児等に受容的な態度で臨み、そのことをその幼児自身が感じ取れるようにすることが大切です。母語で挨拶をしたり、興味のある遊びを一緒に楽しんだりする中で、信頼関係を築き、幼稚園生活を楽しめるようにしましょう。徐々に幼稚園での生活に慣れていく中で、自然に日本語に親しむことができるように配慮することも大切です。遊びを通して日本語に親しんでいく活動は多様ですが、外国人幼児等も楽しめるような配慮が必要です。例えば、歌や絵本などでは以下が考えられます。

例) 歌：動きと言葉が結びつく手遊び歌、友達と一緒にリズムを合わせて体を動かして遊べる歌などを通して、リズムや音を楽しみながら日本語に親しむようになっていきます。そうして、次第に、体の部位や感情などの日常生活で使う言葉や動作などが入った歌や、追いかけて歌を活動で取り上げたり、歌の中で出てくる言葉のイラストを歌に合わせて提示したりすることなども考えられます。

絵本：絵だけである程度ストーリーが理解できるものや、同じ場面（出来事）や同じ言葉の繰り返しがあるものなど、外国人幼児等が親しみを感じ楽しめるものを選ぶことが考えられます。



Q5 幼稚園での生活に戸惑いを感じている外国人幼児等に対して、どのような配慮が必要ですか。

外国人幼児等は、慣れない環境の中で相当なストレスを感じています。自分のことをうまく表現できず、周囲に対して暴力的になることもあるかもしれません。外国人幼児等の心の動きを理解し、教師との信頼関係を基盤に、安心して幼稚園生活を送れる配慮が必要です。その際、外国人幼児等のもつ文化的な背景を踏まえ、外国人幼児等の姿から捉えていくことが大切です。

例えば、遊びの中で、外国人幼児等の母国の遊びや歌を取り上げることも考えられます。外国人幼児等が親しんでいる遊びなどを取り上げることで安心して自己を発揮し、他の幼児から遊び方を尋ねられたりすることで自分が認められていると感じたりできるかもしれません。外国人幼児等ができないことに目がいきがちになるかもしれませんが、得意なことを積極的に取り上げ、その幼児のよさを認め、自尊感情が高まるようにすることが大切です。

外国人幼児等ができないことについては、発達の過程にあるのか、わからなくてできないのか、生活習慣の違いから抵抗があつてできないのか、遠慮してできないのかなどを、外国人幼児等の姿から丁寧に捉えていくことが大切です。外国人幼児等が、ほとんど支障なく行動できているように見えても、自分の思いをうまく表現できずに戸惑っている場合や、他の幼児の様子を見て行動しており教師の言っていることが理解できていない場合もあります。外国人幼児等のもつ文化的な背景を踏まえつつ、一人一人の表情や様子を丁寧に見て、幼児理解を深めていくことが大切です。また、発達障害等の障害のある可能性が考えられる場合には、関係機関とも連携しましょう。



Q6 なかなか日本語になじめない場合、どのような配慮が必要ですか。

なかなかなじめない理由を考えてみる必要があります。外国人幼児等が何か話そうとすると、聞き返したり、正しい日本語を教えようとしたりして、正しい日本語を強いるような環境になっていないでしょうか。

外国人、日本人を問わず、幼児の発達は個々に異なります。他の幼児と比較して言語の獲得が遅れていると考えるのではなく、その幼児なりの発達や心の動きを受け止め、援助していく姿勢が大切です。例えば、幼児の言語を使った表現は、日本語、母語を問わずに曖昧で、要領を得ないことがあります。幼児が伝えたい気持ちを大切にすることで、幼児は教師等への信頼を深め、信頼する人と関わろうとする意識が高まっていきます。

外国人幼児等は、最初は、身振り手振りや母語で教師に気持ち等を伝えようとするかもしれません。その幼児なりのやり方を受け止めつつ、次第に日本語の使用場面を増やすことが考えられます。教師は、外国人幼児等に日本語で話をする際には、一緒に行動したり、身振り手振りを交えたり、イラストや写真を用いたりして、外国人幼児等が理解しやすい工夫をすることも考えられます。片付けなどの動きを伴うものは実際に教師が行動してみせたりするなど、視覚資料や身振り手振りの特質を踏まえて使い分けることも必要です。

外国人幼児等は、幼稚園での遊びや生活を通して、次第に日本語に親しんでいきます。教師は、外国人幼児等に単語のみで話し掛ける段階から徐々に単語をつなげた文で話し掛けるようになっていきます。単語をつなげた文でも、単純な構造の短い文から複雑な構造の長い文へと次第に変わっていきます。例えば、「～は（名詞）です」からはじまり、「～は（動

詞）します」、更には、誰と、どこで、どのようにといった要素を加え、複雑になっていきます。その際、助詞や副詞などの正しい使い方に留意して話し掛けるようにすることが大切です。また、外国人幼児等が間違った発音をした場合、訂正するのではなく、正しい発音で「○○のことね」とさりげなく正しい発音を繰り返すことも考えられます。特に、清音と濁音、直音と拗音、促音、長音などについては難しい場合があるので、留意が必要です。教師は、幼児にとって身近なモデルであり、教師の日々の言葉や行動する姿などが幼児の言動に大きく影響することを認識するとともに、幼児が幼稚園での生活を楽しみ安心して自己発揮することは、外国人、日本人を問わず、幼児の健やかな発達にとって重要なことも再確認しておく必要があります。

なお、今後、長期間にわたって日本で生活する場合、外国人幼児等は二言語を獲得しなければならない可能性があります。幼い時期に来日した子供は、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、保護者との関わりが難しくなる場合もあると言われていています。そのため、幼稚園では日本語、家庭では母語といった対応が考えられます。しかし、幼稚園では日本語を話さなければならないと外国人幼児等が思い込むことで、自己発揮できなくなったり、幼稚園生活に不安を感じたりすることも考えられます。母語の使用が気持ちの安定に効果的な場合もあります。外国人幼児等の気持ちを受け止めながら、無理なく自然に日本語に親しんでいけるようにすることが大切です。



Q7 外国人幼児等の母文化等について、教師はどのような姿勢で臨む必要がありますか。

幼児が安心して幼稚園での生活を送るためには、教師がありのままの幼児の姿を受け止めることが重要です。このことは外国人幼児等についても同様であり、教師は、外国人幼児等のもつ文化的背景も踏まえて、その幼児を受け止めていくという姿勢が大切です。

個人差はありますが、子供がアイデンティティを確立しようとする頃、母語や母文化と向き合う時期が訪れます。外国人幼児等の母語、母文化、母国に対して誇りをもって生きられるよう配慮することが大切です。

例えば、日本になじもうとすればするほど、母語だけでなく母国に関わる全てを否定しようとする場合もあります。また、外国人幼児等に「すっかり日本人みたいだね」と嬉しそうに声を掛けたりすると、日本人と同じでなければ自分は受け入れてもらえないと誤解をしてしまう恐れもあります。教師が、習慣や言葉の違う外国人幼児等を、どのような視点で見つめ、対応するかによって、その幼児の気持ちや行動は変容していきます。生活習慣や宗教に関わる行動などについて必ずしも日本の習慣に合わせさせるのではなく、外国人幼児等の考え方や文化を受け止め、学級の他の幼児にも文化の違いとして受け止められるような指導が求められます。

外国人幼児等を受け入れることは、在籍している幼児にとっても異なる習慣や行動様式をもった外国人幼児等と関わり、それを認め合う貴重な経験につながります。グローバル化が進展する中、教師自身が、互いの文化を尊重し合い、共生していくといった広い視野をもつことが大切です。



Q8 外国人幼児等の健康管理ではどのような配慮が必要ですか。

日本語や日本の生活に慣れないうちは、体調を崩しやすく、精神的に不安定になりやすいことがあります。ストレスが様々な形で表れることがあるので、サインを見逃さないようにすることが大切です。

外国人幼児等の体調が悪いときの意思伝達の方法についてあらかじめ検討しておくとういでしょう。例えば、日本の生活に少し慣れてきたら、「頭」「おなか」「手」「足」など、単語をゆっくり繰り返しながら部位を押さえて日本語を教えたり、体調に関するやり取りを多言語化した資料を作成したり、人の体のイラストを用いて痛い箇所を外国人幼児等が指差したりすることが考えられます。

健康診断や発育測定に当たっては、母国で保護者も経験したことがない項目があったり、人前で肌を見せられないなど、その国特有のタブーがあったりする場合があるので、事前に保護者に説明することが大切です。まだ受けていない予防接種がある場合は、市町村の健康担当課に相談するように保護者に勧めることも考えられます。

外国人幼児等が体調を崩したときに、保護者への連絡が難しい場合があります。緊急の連絡をどのようにするか、例えば、保護者の勤務先で通訳をしてくれる人の有無など、日本語ですぐ連絡をとることができる方を入園後早い時期に確認しておくことも重要です。



Q9 日本人幼児と外国人幼児等との関わりでは、どのような配慮が必要ですか。

日本人幼児も外国人幼児等もそれぞれが自己を発揮し、互いに認め合い支え合っているような関係を築いていけることが大切です。

豚肉が食べられない、他の幼児と一緒に水着に着替えることができないなど、宗教や母国の習慣などで特別な事情がある場合には、外国人幼児等を特例として一方的に他の幼児に認めさせるのではなく、その文化について他の幼児に分かりやすく説明し、多様な文化に対する興味や関心を育んだり、多様性を受け止める機会となったりするようにすることが大切です。

また、同じ言語を使う外国人幼児等が複数名在籍すると、同じ言語を使う外国人幼児等だけで活動することが多くなり、日本語に親しむ機会が少なくなる場合があります。日本人幼児と外国人幼児等の触れ合いを通して、自分とは異なる文化、生活習慣、言語などをもつ人と一緒に活動する楽しさをそれぞれの幼児が味わえるようにするとともに、外国人幼児等が日本語などに親しむことができるように配慮することが大切です。七夕や節分などの行事は、外国人幼児等が日本の文化に触れる貴重な機会ともなります。外国人幼児等の国や地域の行事や遊びを取り上げることも考えられます。多様な活動の中で多様な幼児と関わることで、幼児は自己の世界を広げていきます。

外国人幼児等の受入れは、外国人幼児等にとっても日本人幼児にとっても、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながることを踏まえ、日本人幼児、外国人幼児等を問わず、日々の遊びや生活の中で様々な幼児と関わり合いながら自己を発揮できるように支援をしていくことが大切です。



Q10 園内体制で留意することはありますか。

担任教師だけではなく、園長のリーダーシップの下、教職員全員で考えていく姿勢が重要です。外国人幼児等が来日した理由や滞在期間等も踏まえつつ、外国人幼児等をありのままに受け入れ、「日本社会への同化を強要するのではなく、外国人幼児等の気持ちを受け止め、文化的な違いを理解する姿勢を示した上で、どうしてほしいのか・どうしたらいいのかを外国人幼児等やその保護者とともに考える」、「外国人幼児等だけでなく多様な幼児一人一人が幼稚園での生活を十分に楽しむようにする」という基本姿勢を幼稚園全体でもてるようにすることが大切です。また、必要に応じて、個別の指導計画の作成についても幼稚園全体で協議していくことが考えられます。

そして、幼稚園全体で基本姿勢を共有し、取り組んでいくためには、園内研修が有効です。園内研修では、どのような研修を計画するとよいか情報を集めることから始めましょう。例えば、受入れで大切なこと、幼稚園での生活、全ての幼児にとって安心できる学級づくり、多文化共生、保護者との連携などの視点が考えられます。

研修等の中で、外国人幼児等の母文化、母国等に関して多様な情報が得られるかもしれません。これらの情報を活用した幼稚園における配慮は、外国人幼児等の実態やその保護者の要望等を踏まえ、全教職員で検討することが大切です。



(3) 家庭との連携における配慮



Q11 保護者への対応で留意することはありますか。

幼児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の幼児に対する理解を深めるとともに、幼稚園での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切です。その際、保護者のもつ文化的な背景を踏まえることが重要です。

日本人相互では、基本的に文化的背景や生活習慣が同じであることを前提に話をすることが多くなっています。しかし、国によって文化的背景や生活習慣が異なることから、説明したつもりでも母国と制度が大きく違ったり、価値観が異なったりするため理解に食い違いが生じることがあります。事前に母国の諸般の事情を認識することは、保護者との関わり合いにおいてとても重要です。登降園時など、できる限り保護者との関わり合いに努め、困っていることはないか、外国人幼児等が生活習慣等の違いで戸惑っていないかなど、心配している教師の思いを伝え、保護者が話しやすい雰囲気をつくり、相互理解を深め、保護者自身が幼稚園での生活を楽しめるように配慮することが大切です。保護者が幼稚園での生活を過ごす中では、行事への参加や準備、保育参加等を通じて、保護者が相互に関わり合う機会もあります。このような機会を捉え、保護者同士がつながりを深めていくことができるように効果的に活用していきましょう。

そして、こういった姿勢は円滑な受入れにおいても同様です。受入れ予定の外国人幼児等と同じ母国の幼児を受け入れている幼稚園があれば、その幼稚園に、受入れに当たっての留意事項を相談することが考えられます。母国

でどのような教育制度、生活習慣の中で生活してきたか等を理解するための資料をまとめている都道府県などもあるので参考にすることも考えられます。ただし、一つの国でも、宗教、地域、家庭などによって、生活習慣等が異なることには十分に留意が必要です。

文化的背景や生活習慣の違いの例)

- ・イスラム教圏の子供たちの場合、給食(食材、ラマダン(断食))、体育(服装、着替え)、健康診断(宗教や生活習慣上、人前で上半身裸になれない場合がある)に配慮が必要な場合がある。
- ・冷たい食事をする習慣がない国や地域があるなど、日本の弁当に関して丁寧な説明が必要な場合がある。
- ・表情や仕草に関しては以下のように捉えられることもある。
 - 笑顔で話し掛ける⇒にやにやして気持ち悪い
 - 「こっちに来て」の手招き
 - ⇒「あっちに行け」と嫌われた
 - 頭をなでる⇒東南アジアでは頭はその人の精霊が宿るところなので、触られたくない
 - 左手で物の受け渡し⇒ヒンドゥー教では左手が不浄なので無礼にあたる
- ・母国では雨が降ったら学校は休ませていた、弟や妹の世話をするために休ませてもよいなど、欠席に関することや時間厳守に対して認識が異なる場合がある。



Q12 保護者への連絡ではどのような配慮が必要ですか。

保護者への連絡では、通訳の活用、多言語化した資料の作成、翻訳機の活用、写真や動画などの視覚資料の活用、外国人にも分かりやすい日本語の使用などが考えられます。それぞれの特徴等を踏まえて、状況に応じて活用することが大切です。

保護者に正確に伝える必要がある大切なことについては、通訳を介したり、多言語化したお知らせ等を活用したりするなど、保護者に誤解なく伝わる手段を確保することが望めます。

保護者の母語で幼稚園からのお知らせ文書を作成することが困難である場合、ルビをふったり、難しい用語を平易に言い換えたり、文を短くして文の構造も単純に分かりやすくしたりするなど、日本語の習得が十分ではない者にとって理解しやすい日本語とすることが考えられます。重要なお知らせには、目印を付けたり、「DAIJI」などと大きく表示したりすることも考えられます。また、お知らせ文中で特に重要な箇所には、下線を引いて目立つようにしたり、ローマ字やひらがなを付記したりすることも考えられます。「日本語が分からないからお知らせを読まない」ではなく、保護者が、「重要なことが書いてあるからお知らせの内容を理解する必要がある」、「理解できないことについては幼稚園等に尋ねよう」という気持ちがもてるようにすることが大切です。

一方、登降園時などの日常的な会話では、翻訳機の活用、視覚資料（実物、絵、写真等）の活用などが考えられます。日本語を話すときには、ゆっくり、はっきりと話し、似たような意味で簡単な単語や表現に置き換えたり、質問する場合には、単語で答えられる質問や、「はい」「いいえ」で答えられる質

問にしたり、最も言いたいことに絞って話したりすることが考えられます。もし、自分の日本語の分かりやすさに不安を感じる際には、一度、自分の話を録音して聞いてみたり、文字に書き起こしてみたりするとよいでしょう。翻訳機を使用する場合でも、誤訳のリスクを低減するために、文を短くして文の構造も単純に分かりやすくするなどするとよいでしょう。

身振り手振りなどのジェスチャーで言葉を補う方法も有効です。ただし、ジェスチャーの意味が文化によって異なる場合もあることに注意が必要です。英語の単語を入れて話したり、漢字を書いて見せたりなど、外国語や外来語を入れて話すという方法もありますが、元々の外国語と意味が異なっているものもあるので、注意しましょう。

幼稚園から家庭への連絡事項だけではなく、家庭から幼稚園への連絡事項もあります。欠席の連絡など、定型的な連絡については多言語化して、保護者に渡しておくことも考えられます。また、災害時等も想定した緊急時の連絡の方法についても、あらかじめ決めておくとうよいでしょう。

多言語によるお知らせ様式（学校通知文例集、学校からのおたより、保護者への連絡文書例等）、外国人に分かりやすい日本語の話し方や書き方の例、多言語による家庭から学校への連絡カードなどをサイトに掲載している自治体もあるので、参考にしてください。また、かすたねっと（<https://castanet.mext.go.jp/>）では、保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料や多言語の学校関係用語を検索できます。



(4) 関係機関との連携における配慮



Q13 小学校以降の生活や学習との円滑な接続を踏まえ、幼稚園で配慮することはありますか。

日本語の習得については、ある程度は、普段の生活の中で自然に身に付くと言われていました。したがって、幼稚園生活を通して次第に身に付いていくと考えられます。しかし、教師の指示を他の幼児の行動や教師の身振り手振りを手掛かりに理解しており、日本語は理解していないこともあり、小学校以降の学習場面で言語を使って思考を進めることができず、学習につまずく可能性があります。そこで、就学に当たっては、5歳頃には、日本語をどの程度理解する力をもっているかなど、一人一人の外国人幼児等の日本語やコミュニケーションの力を確認する必要があります。そして、それぞれの外国人幼児等の日本語の理解力に応じて、

- ・日本語の獲得を意識した教師の言葉使いや絵本等の環境づくりに配慮する。
- ・小学校入学後の生活を見通して、入学までの1年間、ゆとりをもって段階的に日本語の語彙を増やしたり活用したりできるように指導していく。
- ・必要な場合は、個別の指導を行うことも考えられる。その際、教え込みではなく、遊びを楽しむ中で、言葉の意味を理解したり、相手に分かるように話をしたりするように促す。

などを通して、日本語で他の幼児と言葉を交わしたり伝え合ったりする楽しさを味わい、表現する意欲を十分に味わえるようにすることが大切です。

幼児期は言語を体系的に教える時期ではありませんが、外国人幼児等の家

庭内の言語環境によっては小学校の入学時までに獲得した言葉の数が他の幼児に比べて少ない場合もあることなども踏まえ、多様な体験を通して多様な日本語に触れ、親しんでいくことが大切です。

そして、幼児の遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培っていくことが大切です。

外国人幼児等の文化的な背景も踏まえた上で、小学校以降も含めた長期的な発達を見通して、幼児期にふさわしい遊びや生活を通した幼稚園教育を行うことが大切です。



Q14 入学に当たって、小学校とはどのような情報共有が必要ですか。

外国人幼児等は、幼稚園での遊びや生活を通して、次第に、日本語に親しんでいくとともに、日本の学校教育や集団での生活にも慣れていくことでしょう。幼稚園で育んできたことを小学校教育につなげていくためには、外国人幼児等の姿を小学校に伝え、幼稚園と小学校が共に必要な支援等について考えていく姿勢が大切です。特に、支障なく幼稚園での生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しており、教師の言っていることを理解していない場合もあります。日本語をどの程度理解できるのか、外国人幼児等のもつ文化的な背景等を踏まえて幼稚園において配慮したこと等について、保護者の理解を得つつ、小学校に伝えることが大切です。小学校では、必要に応じて特別な教育課程を編成したり、通訳の活用や教材の工夫などの配慮をしたりすることもあります。幼稚園の教師は、そうした小学校での配慮等について理解した上で、当該幼児が小学校において必要な支援を受けられるように、外国人幼児等の姿をしっかりと小学校に伝えていきましょう。

また、小学校や自治体等とも連携して、保護者に小学校での生活や学習について説明することも大切です。幼稚園と小学校では、準備する持ち物も1日の生活の様子も異なります。日本の幼稚園での生活に慣れてきていても、日本の小学校について知っているとは限りません。小学校と連携して、丁寧な説明を心掛けましょう。説明に当たっては、文部科学省において作成している就学ガイドブック (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm) を活用することも考えられます。



Q15 外部の関係機関等との連携で留意することはありますか。

外国人幼児等の支援について、自治体はもとより、地域で活動する多様な団体・機関等と連携を図りながら取り組んでいくことが考えられます。例えば、近隣の大学や公的な機関など（例えば、教育委員会、公民館、国際交流協会、NPO等）からの人材の派遣・紹介の活用などが考えられます。また、地域において、言語、文化などに関する経験や知識が豊富な方からの協力を得ることも考えられます。

近隣の大学や公的な機関に依頼する場合、外国人幼児等に対応するときの心得や幼稚園との約束事などを事前に周知するように心掛けましょう。受け入れる幼稚園側は、彼らが活動しやすい環境整備を心掛け、幼稚園の活動への理解と協力を促すよう努めましょう。特に、どの部分を担任教師をはじめとする教職員が担うのか、その上で何をお願いしたいのか等、事前に役割分担について話し合うなどして、共通理解の下に指導に当たることが大切です。また、発達障害等の障害のある可能性が考えられる場合には、特別支援学校や都道府県・政令指定都市に設置されている発達障害者支援センター等の関係機関とも連携しましょう。国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターのホームページに「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」(<http://www.rehab.go.jp/ddis/日本の取り組み・世界の動き/>) が掲載されていますので、参考にすることも考えられます。

なお、幼稚園と保護者とのやり取りの中には、保護者が他者に知られたくない内容や個人情報などが含まれる場合もあることから、保護者の理解や同意を得た上で通訳をお願いする必要があります。



日本語指導については、自治体等による日本語指導者の幼稚園への派遣に加え、公民館等を利用した日本語指導の教室を開いている場合もあるので、幼稚園のある自治体の取組を調べ、活用することも考えられます。

外国人の子育てに関する自治体の支援やNPO等の活動は、自治体の国際理解や多文化共生等を担当している部署で把握している場合もあるので、その情報を活用することも考えられます。保護者は、様々に行われている支援を活用することにより、日本での生活を知ることができたり、同じ母国の人達とのネットワークが広がったりしていきます。

外国人幼児等を受け入れるための園内体制を整備するには、教職員の努力が不可欠ですが、学校外との協働体制の構築も重要です。その際、あくまでも主体は外国人幼児等の教育に責任をもつ幼稚園、教師側にあり、その目的、協力体制、具体的な役割について、外部機関等と確認しながら、良好な協働体制を構築することが大切です。



作成協力者

(敬称略)

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 相田 芳久 | 学校法人相愛学園焼津豊田幼稚園 理事長 |
| 井谷 正美 | 大阪市立愛珠幼稚園 園長 |
| 内田 千春 | 東洋大学ライフデザイン学部 教授 |
| 岡上 直子 | 元十文字学園女子大学 教授 |
| 波多江 誠 | 新宿区教育委員会教育支援課 統括指導主事 |
| 福岡 弘行 | 川崎市教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター 指導主事 |
| 福島 こず恵 | 群馬県教育委員会義務教育課 指導主事 |
| 福庭 千晶 | 愛知県教育委員会学習教育部義務教育課 主査 |
| 横山 真貴子 | 奈良教育大学教育学部 教授 |